

会報 ながの

第177号
平成22年新年



長野県土地家屋調査士会

KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

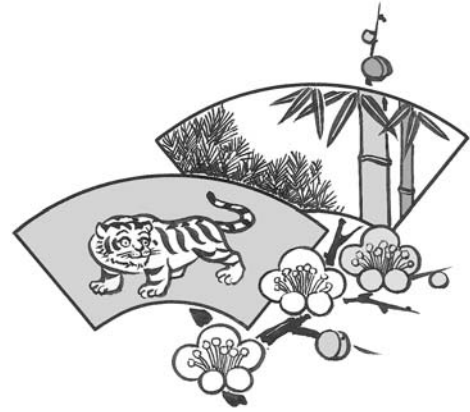
表紙写真の説明 『森將軍塚古墳（千曲市）』

国指定史跡／前方後円墳／全長約100M／4世紀代の築造

森將軍塚古墳は、「森地籍」にある「偉い人のお墓」という意味で、古くから「森の將軍塚」と呼ばれてきました。 （会報編集委員長 北澤 正夫 撮影）



平成22年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	宮 下 照 也
副 会 長 (総務担当)	上 原 兼 雄
同 (財務部長兼広報担当)	上 島 孝 雄
同 (業務研修担当兼 業務研修部長)	芦 澤 文 博
理 事 (総務部長)	荒 井 正 行
同 (総務部)	前 田 博 志
同 (総務部)	武 井 邦 夫
同 (総務部)	竹 内 喜 英
同 (財務部次長)	中 塚 憲
同 (業務研修部次長)	菅 澤 徹 夫
同 (業務研修部)	佐 藤 恵 明
同 (業務研修部)	海 野 正 寿
同 (業務研修部)	蓑 輪 佳 明
同 (業務研修部)	金 田 政 孝
同 (業務研修部)	丸 山 和 重
同 (広報部長)	松 本 誠 吾
同 (広報部)	北 澤 正 夫
同 (広報部)	伊 藤 正 彦

目 次

新年のごあいさつ	会 長	宮 下 照 也	3
年頭のごあいさつ	長野地方法務局長	山 本 寧	4
〈新春特集〉			
年 男 に 聞 く	長野支部	山 本 幸 雄	5
	飯田支部	新 井 謙 次	6
	大町支部	藤 原 賢 司	6
	上田支部	久 保 智 則	7
	上田支部	堀 内 正 敏	7
関東ブロック協議会財務担当者会同			
関東ブロック協議会財務担当者会同の報告	財務部担当副会長兼部長	上 島 孝 雄	8
関ブロ研修担当者会同の報告	副会長兼業務研修部長	芦 澤 文 博	9
関ブロ総務担当者会同の報告	総務部長	荒 井 正 行	9
関東ブロック協議会広報担当者会同の報告	広報部長	松 本 誠 吾	11
関東ブロック協議会担当者会同に参加して	業務研修部次長	菅 沢 徹 夫	12
関東ブロック協議会担当者会同(オンライン)の報告	業務研修部理事 (オンライン登記申請促進担当)	海 野 正 寿	13
な～んだ、オンライン登記申請って 簡単じゃん!	業務研修部理事	丸 山 和 重	15
第1回境界鑑定委員会			
第1回境界鑑定委員会を終えて思うこと	業務研修部	金 田 政 孝	17
境界情報管理センターの進捗について	境界情報管理センター委員会	松 本 誠 吾	18
会員研修会の報告			
第2回会員研修報告	業務研修部	蓑 輪 佳 明	20
ADR特別研修の報告			
第4回特別研修を終えて	諏訪支部	坂 本 勉	21
ADR特別研修報告	松本支部	石 井 喜 博	22
第4回土地家屋調査士特別研修を受講して	伊那支部	平 泉 規	22
各支部の動き			
伊那支部研修会報告	伊那支部	小町谷 勝 也	24
松山・道後温泉と大分・別府温泉の研修旅行	松本支部理事	宮 下 新	25
佐久支部研修会報告	佐久支部研修担当	関 和 貴	26
長野支部研修会の報告	長野支部	品 田 尚 志	27
日調連便り	日調連理事	中 塚 憲	28
第29回関東ブロック協議会親善ゴルフ大会・参戦記	長野支部	佐 藤 惠 明	30
『調査士の経験談シリーズ』 第4回目	佐久支部	太 田 建 國	31
お知らせコーナー			33
会 務 日 誌			48
会 員 の 動 静			53
俳 句	長野支部	武 田 代 栄	55
詰 将 棋	長野支部	北 原 匡 尚	55
編 集 後 記			56



新年のごあいさつ

会長 宮下 照也

あけましておめでとうございます。

政権与党も変わり、急激に変化するのかと思えた世の中の動向も、庶民の生活には何らの影響も無く一向に上向き気配の見えない経済状況の中、新しい年を迎え会員みなさんが元気であり、昨年より少しでも仕事が増えることを願うばかりです。

さて、昨年5月で一新した新執行部も後3ヶ月で早1年を迎えようとしておりますが、この間、長野会として大きな出来事が二つありました。

一つは機会あるごとにお伝えし、また会報等でもお知らせしたとおり8月8日に公共嘱託協会の多大な協力を得て行われた第Ⅷ系原点設置事業です。

詳細については先の会報や連合会報でも紹介されておりましたので、省略させていただきますが、長野会の意気込みを全国に知らしめたイベントだったと感じております。

もう一つには、昨年暮れも押し迫った12月18日に長野会が民間紛争手続きの業務について認証を受けたことです。(全国で51番目(長野県第1号)、土地家屋調査士会として全国7番目)土地家屋調査士法第3条に定められている指定は、全国30番目と立ち上がりは遅れ気味だったのですが、運営委員会の委員の皆さん、とりわけ相馬弁護士の徹底したバックアップと小泉副委員長長の規則・規程等の作りこみに寸暇を惜しまず取り組んでいただいた結果が、認証された第一の要素であったとご報告させていただきます。お二人には心より感謝申し上げます。

他会では、運営委員会と理事会や弁護士会との不理解等により、いっこうに認証が進展しないと聞こえる中、関ブロ会長会などで他会会長からは羨望の目で見られることは会長冥利に尽きます。

新たな企画として、地震や風水害に対し会員相互の連絡機能の充実及び地域への貢献を目的とした「災害対策委員会」の設置をしました。

この委員会は、会員はもとより県市町村に対し本会は災害に備えどのようなことが出来るか、どのようにしなければならぬかを検討する目的であり、概要が出来ましたらお知らせいたしますので広く意見を頂戴したいと思います。

これらⅧ系基準点設置、ADR認証、災害対策委員会は本会での業務の一部であると共に、土地家屋調査士制度の県民への広報活動の一環であると認識しております。

長野県に制度発祥地の記念碑もあり広報には十分条件が整っており、県民へ調査士制度への認識をより一層深めて頂けるよう活動を深めたいと考えております。

県民が認識を得る為には、役員は勿論のこと会員一人一人が資格者として改正された法律や新たな会事業への理解をお願いし、全ての会員が調査士という資格の広告塔であることを忘れず、研修会への参加や発行物を一読していただき、置かれている現状の把握を重ねてお願いしたいと思います。



平成21年12月18日 法務省にて
法務大臣官房司法制部審査監督課長 田中光史様
よりADR認証通知書をいただいているところ



年頭のごあいさつ

長野地方法務局長 山本 寧

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族ともども佳いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、平素より法務局の円滑な業務運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、まずは心から御礼申し上げます。本年もどうぞよろしく申し上げます。

昨年は、衆議院議員総選挙において民主党が圧勝し、政権が交代するなど政治的に大きな変革の年となりました。

このような中、平成22年度の予算編成に際しては「事業仕分け」という新たな手続が導入され、法務局関係では、登記事項証明書の交付事務等の包括的民間委託の実施及び登記情報システムの維持管理が対象事業となり、その推移を注意深く見守ってきたところであります。

さて、当局の重点施策の一つである法第14条地図作成につきまして、松本市沢村地区において、皆様の御協力を得て立合い等作業を円滑に進めることができました。地図作成はいうまでもなく、国民の財産権の保護、土地取引の安全性の観点から、より正確な地図、現地復元性のある地図が求められているものであり、引き続き皆様の御協力をお願いする次第であります。

また、筆界特定制度も制度発足から4年目を迎えましたが、当局全体で72件・114手続（昨年12月4日現在）の申請がされております。これは制度創設時の予想を大きく上回るものであり、この制度が国民に広く浸透し、高い期待が寄せられていることの証であると考えております。皆様には、筆界調査委員として多大な御協力をいただいておりますこと、制度の充実に寄与していただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さらに、貴会で設置されている「境界問題解決支援センター長野」について、昨年12月18日にADR法に基づく法務大臣の認証を受けたことにより、筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して境界に係わる紛争解決をサポートする体制が構築され、さらに活躍の場が広がる一方、地域に密着した土地建物の専門家として、国民の期待がますます

す高まっていくものと考えています。

ところで、平成20年9月に新たなオンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」がIT戦略本部において決定され、その中で「登記」が重点手続の一つとして位置付けられ、不動産・商業法人登記の申請及び登記事項証明書の交付請求等の手続について、平成25年度末までにオンライン利用率を71%にするという高い目標が掲げられております。

また、本年1月からは、オンライン申請による建物表題登記がされたものについて、所有権保存登記の登録免許税の特別控除制度が適用されることとなっておりますが、是非、この機会を利用して更にオンライン申請を御利用いただければと思っております。

本年の当局の事業としては、まず、1月12日に飯山支局、上田支局及び佐久支局、3月23日に松本支局、大町支局及び木曾支局、5月31日に諏訪支局、伊那支局及び飯田支局について、商業・法人登記に係る事務の本局法人登記部門への集中化があります。

次に、昨年の本局、上田支局及び諏訪支局に続き、本年4月から松本支局、飯山支局及び佐久支局における乙号事務の包括的民間委託の導入があります。

このように、法務局をめぐる情勢は著しく変化しており、平成22年度末までに登記情報システム及び地図情報システムが全国的に配備され、一応完成する中、登記業務も新たな時代へと歩みを進めていくこととなります。

当局としては、今後とも、国民のニーズを的確に把握し、それに対して適切な対応に努め、法務行政を担う国の行政機関として職員一丸となってその使命を全うしていきたいと考えております。土地家屋調査士の皆様には、本年も引き続きより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この一年が、長野県土地家屋調査士会及び会員の皆様にとりまして、実り多い一層の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新春特集

年男に聞く



今年、年男を迎えられた会員に寄稿いただきました。内容は次の質問にお答えいただく形式になっています。

質問事項

- (1) あなたが調査士になったきっかけは？
- (2) 思い出に残っている仕事は？
- (3) あなたの趣味は？
- (4) あなたの健康法は？
- (5) 調査士会と会報へのご意見は？
- (6) その他

長野支部 山本幸雄
(大正15年生)

(1) 私は、昭和19年に長野県経済部耕地課に奉職しました。昭和20年終戦と同時に兵役を終えて中条村の田舎に帰り、再び長野県に復職をしました。当時社会党の連立内閣が発足し、農地解放がおこなわれたため、山本家の農地を守るために、長野県を退職し農業に専念していました。その直後、測量法が施行され、国家資格の測量士補に合格した際に、長野県土地家屋調査士会の野口会長より、調査士会に入会の勧めがあり入会しました。その後、(株)協同測量社の中澤社長(中澤部氏)から入社の依頼を受けると同時に、GHQ(連合軍司令部)の命令により、特殊測量が沖縄からマーシャル諸島方面、並びに日本全国の五万分の一修正測量作業が始まり、この測量作業に(株)協同測量社も参加し、私もこの作業に従事していたところ、長野法務局の総務課長から呼び出しを受け、調査士の業務を長年していないことをとがめられ、当時資格の大事さをここんと諭され、このままだと、除名処分になる旨の話がされました。資格の大事さを再認識して、誓約書を提出し、昭和40年に

再入会をいたしました。

(2) 昭和40年代に入り、長野法務局では、不動産登記法第17条地図(現在の第14条)をモデル事業として実施することになりました。表示登記官の土屋、丸山両登記官と基準点である三角点の配置状況、実施するための計画、三角多角測量、一筆調査、地権者との打ち合わせ、一筆測量、面積測定、成果のまとめ等を行い会員全員で完成をみたことです。

その最終時には、長野法務局と調査士会での親善野球大会で終わったことです。

長野法務局長から土地家屋調査士会と私個人に身に余る表彰をいただき感激をしました。

(3) 私の趣味は、剣道と写真です。とくに原風景である棚田に魅せられてこの風景を写真に収めることが唯一の楽しみです。自然との付き合いは、二度と会えない。長野では東急百貨店と東急ライフで個展を開きました。山岳写真家松本市にお住まいの穂刈先生の下で8年間ご指導を受け、当時山岳写真にのめり込みましたが、今は平地でもっぱら、身近な生活環境にまつわる写真を撮っています。5年ほど前になりますが、東京銀座富士フィルムのギャラリーで、「ふるさとの四季」という

個展を開きました。

剣道は、日台航空路線開設に伴い、長野県剣道連盟の会員と共に親善試合に参加しました。また、地元では、青少年の健全育成に努めました。

- (4) 若い時から、体を動かすことが好きで、山歩きや仕事の関係上でよく歩きました。夕食は養命酒を軽く一杯呑むことです。酒、焼酎はお酌が良ければいくらでも飲んでしまうが、酒に吞まれず酒を飲むことです。自然体で付

き合う中で、常に新しい可能性を求めていくべきであります。虎年の84歳になりました。おかげさまで、今はすこぶる元気で趣味を楽しんでおります、親に感謝をしております。

- (5) 本会、並びに支部役員のご労苦に対し心より感謝申し上げます。また、編集員の方々のご労苦に頭が下がります。会報が益々充実し会員の皆様にとって必要不可欠の会報になるようお願いいたします。
- (6) なし

飯田支部 新井謙次
(昭和25年生)

- (1) 学生のころから知っていて、なんとなく興味があった。

社会に出て勤め人になったのだが、管理される(する)の度合いが年々加速されていくようになり、勤め人を続けていては、自分らしく生きていけないと思ったから。

- (2) 知人から頂いた初仕事。結構な里山で見通しが悪く、腕が悪く、苦労した事。
- (3) 若い頃からいろいろやってやってみたが、だんだんとツク(お金も)がなくなり、現在はこれといったもの無し。
- (4) 規則正しい生活リズム

食事は腹八分目 お酒は腹一杯

- (5) ベテラン諸氏の業務の虎の巻の掲載を望みます。

- (6) 今、暇に飽かして、3D C A Dを習得中です。2Dでは現れない部分をモデリングして、型枠の施工図等を作っています。不勉強でよく分かりませんが、将来3Dデジタルスキャンがより進歩すれば、航空画像とリンクして地図の世界も様変わりするのでしょうか。

早いものでいたずら小僧も還暦を迎えました。

若い頃からずっとやりたいと思っていたギターの弾き語りでも娘に教えてもらおうか思案中です。

大町支部 藤原賢司
(昭和25年生)

- (1) どう考えても弾みでした。測量会社に勤務していた時に、同窓会の席上で恩師に進められ「弾みで」受験して合格したのがきっかけです。

- (2) 立会にいったら、隣近所の人が集まってきて仕事そっちのけで宴会が始まってしまい? 「厳しい仕事だな～」と思いつつ、車を置いて一時間かけて歩いて帰ったつらい思い出があります。

- (3) 仕事、スキー、ゴルフ、野球、油絵

- (4) 癌の早期発見、スポーツ特にノルディックウォーキング

- (5) 意見など減相もない! 役員さんの日頃のご労苦に、ただただ感謝申し上げます。

- (6) 変わっていくもの、変わらなければならないもの、変わってはいけないもの。

変化の対象性と必然性を分ける基準は何か、めまぐるしく変わる世の中であって、その判断は難しいと思うが、土地家屋調査士制度こそ、失ってはいけない価値ある大切なものに見える。

上田支部 久保智則
(昭和49年生)

- (1) 元々建設会社で現場管理の仕事をしていましたが、いつか独立してやろうと考えていましたが、不況の波が押し寄せ、自分の会社すら危うい状況になってしまいました。それでも何か独立して仕事ができないか考えていたところ、知人から土地家屋調査士という仕事を教えてもらい、やってみようと思いました。
- (2) 開業2年弱であり、思い出と言っても、まだ思い出ができるほど仕事をしていませんが、土地の仕事はほとんど覚えています(2年弱ですが)。境界立会は大変です。自分一

人で解決できない仕事なので、難しいと痛感しています。

- (3) 趣味はたくさんあったつもりですが、なんか最近は無沙汰してしまっています。お酒…は趣味にはなりませんね。何かやらなきゃだめですね。
- (4) 週に一度休肝日を作ろうと心掛けていますがなかなかできません。
- (5) 毎号会報を読ませていただき、新しい情報を知ることができ、大変感謝しています。これからもよろしく願いいたします。
- (6) ——

上田支部 堀内正敏
(昭和49年生)

- (1) 父が調査士だったので、「土地家屋調査士」という単語は子供のころから知っていました。しかし、その内容には全く興味がなく、自宅にある現場道具から「どうも測量みたいなことをしているようだ」くらいの認識でした。信州大学に入学し、松本で一人暮らしを始め、勉学に励んで(?)いたある日、大学のアルバイト求人情報に土地家屋調査士事務所の募集を見つけました。その採用条件が他のアルバイトより良かったのですぐに飛び付き、面接を受け、「父が調査士なので非常に興味深く是非やらせてください」とアピールしました。実際それほどの気持ちはなかったのですが…(笑)。それが調査士実務との出会いです。その後在学4年間、その事務所で仕事のお手伝いをさせていただき、卒業後も補助者として採用していただきました。松本市の鈴木雅則先生の事務所です。鈴木先生との出会いは私の人生の大きな転換点になりました。仕事はもちろん、それ以外の活動も精力的に行っている鈴木先生からは多くのことを教えていただきました。そんな先生を目標に調査士への道を決心しました。
- (2) 登録してまだ2年ですが、人に自慢できるような強烈な現場に出会ったことは今のところありません(笑)。強いて挙げるなら、やはり開業後1番最初に手掛けさせていただいた仕事でしょうか。初心を忘れずに今後もやっ

ていきたいです。

- (3) 現在はフットサルでしょうか。ミニサッカーといえばフットサルを知らない人もイメージできると思います。コートが通常のサッカーより小さい分、常に走り続けるフットサルはとてつもなくハードです。学生時代にサッカーをやっていて、去年フットサルを始めたのですが、最初の試合では、呼吸困難になり死の恐怖を味わいました…。勝ち負けでなく、家族も含めた仲間との交流を楽しんでいます。
- (4) う～～ん、特に意識していることはありませんが、今話題の新型インフルエンザにかからないように手洗い、うがいは徹底しています。おそらく私の人生で、これほど手を清潔にしていることは今までなかったと思います。
- (5) 調査士会には、入会后新人研修等様々なことでお世話になっています。上田支部の皆様も精力的な面々ばかりで、学ばせていただくことばかりです。登記申請のオンライン化等、登記業務が激しい変革期にある今、調査士会を中心に会員の情報交換がもたらす効果は計りしれません。会報はそんな時代の変化を各会員に具体的に伝える重要な手段の一つだと思います。これまで同様充実した会報を楽しみにしています。
- (6) 寒い季節となりましたが、皆様におかれましては体調など崩しませんよう、どうぞご自愛ください。
- 2010年が皆様にとって良い一年になりますようお祈り申し上げます。

関東ブロック協議会財務担当者会同



関東ブロック協議会財務担当者会同の報告

財務部担当副会長兼部長 上 島 孝 雄

東京会会議室にて平成21年11月19日（木）関東ブロック協議会の財務担当者会同が、開催されました。当日、長野は晴れておりましたが、東京は雨でした。

各単位会より1名の出席で、座長の椎名関東ブロック会会長の挨拶で始まりました。続いて各単位会の担当者が自己紹介をして、早速協議事項に入りました。

今回は、関東ブロック協議会のホームページが開設され、事前に単位会の担当者による協議事項の議題提示、検討を事前に行われておりました。

協議事項

1, 会費の徴収について

定額会費、比例会費（単位会によっては、無し）について、定額会費の金額、比例会費の金額、徴収方法が報告されました。

会員の減少、会員の年齢による構成が偏っており平均年齢も上がってきており、かといって会費の値上げも現段階では考えられず、どの単位会も、まず経費の節減を考えて会運営をしているとの報告がありました。削れるところは削り、会員の必要な部分に対しては使うと言うように、当会もより一層の努力をして行かなければと再認識いたしました。徴収方法については、年2回の当会と同じでした。又比例会費の採用していない会は少なく、証紙頒布による比例会費による徴収会の担当者からは、これからの会員の事件数（現在、景気の上向き期待薄）、オンライン申請の本格

的な運用を控え、不安が有るとの意見が多数ありました。

会費に絡む部分で、みなし退会についても議題になり、規程がある会はほとんどでした。当会も現在総務部にて検討されておりますが、実際に運用されて退会する会員もあるとのことでした。

2, 収益事業について

収益事業とみられる収入があるかどうか。又税務申告との関係について各会の実情報告がありました。当会も財務部にて今回の報告を参考に検討していかなければならないと考えます。

3, 60周年記念事業予算について

予め予算をとってある会がほとんどでしたが、まだ事業に対して具体化している会は少なく、一般国民に向けて、連合会も計画があり、当会もⅧ系原点設置記念事業を行いました。執行部はじめ広報部、業務部の事業計画に期待されます。

4, その他

損害賠償責任保険加入についての話題が出、3単位会が全員加入でありました。専門業種に対する国民の眼、又仕事を取り巻く環境もより厳しくなりましたので、お守りとして会員の皆様是非加入して下さい。又国民年金基金制度の利用も検討して下さい。

今回出席し報告されました事項につき、私も財務部の立場から当会運営の参考としていきたいと考えます。



関ブロ研修担当者会同の報告

副会長兼業務研修部長 芦澤 文博

11月19日に東京土地家屋調査士会館で関ブロ研修担当者会同が開かれ、座長の木村関ブロ副会長（静岡会会長）、記録者の笠原千葉会副会長、各会の研修部担当役員の13名が参加し、以下の議題について話し合いました。

新人研修会については、昨年9月末に行われた研修会の反省及び参加した新人会員から出された意見を検討しました。又平成22年度の新人研修会は、昨年と同じ千葉幕張の研修施設で行い、研修日程を2泊3日とすることが検討されました。その後12月8日には研修担当会議が行われ、内容・日程等の詳細の検討に入っています。

CPDについての議題では、各会ともCPDは実施しているが、ポイントの管理方法及び公開について未だ確定していない状態で、検討中の単位会が多いようです。さらに、研修会のテーマや内容について、又研修会に参加しない会員への対応等、各会の研修担当者が抱える課題について話し合いました。

会議に先立ち、広報部より預かっていった第Ⅷ系基準点の記念ピンバッジを参加者に配り喜ばれました。会議後の懇親会では、次回の関ブロ研修担当者会議は長野県南牧村で、第Ⅷ系基準点を見学しながら行ったらどうかとの意見も上がっていました。



関ブロ総務担当者会同の報告

総務部長 荒井 正行

去る、11月20日関東ブロック管内の総務担当者会同が土地家屋調査士会館（東京土地家屋調査士会館）において開催されました。管内11会の各総務部長または、総務担当者によるもので、各会において日頃、対応に苦慮していること、実情あるいは、その対応策等の意見交換、協議の場となっています。

本年度は、関東ブロック協議会ホームページが開設され、事前に協議事項を検討し、各担当

者があらかじめ内容を承知したうえで会議に臨むという形で行われました。従前も協議事項は事前に通知されていましたが、本年度はより内容が詳細でしたので、出席者が同じ認識で議題に直接入れるということで効率的な会議でした。当日の会議の概要を、次のとおり報告いたします。

○会費の滞納による「みなし退会」規定の具体的な取扱いについて

本会会則第84条（みなし退会）「調査士会員が、第82条に規定する会費を6月分滞納し、本会から一定の期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、当該会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。」と規定されています。「みなし退会」の運用に関する規程等を設けて対応にあたっている会が多く、会費は、会運営になくてはならないものであり、納期内に納めた会員との公平、会員の資格喪失の予防を図ることからしてもその手続については、適正に定められていることが重要です。本会におきましては、上記を踏まえ、現在理事会において本規定の運用のための具体的な手続を含めた規程を協議中であり、近く決定される見通しとなっています。

○綱紀委員会と注意勧告理事会について

土地家屋調査士法及び本会会則に「注意勧告」に関しては規定されており、本会には、「注意勧告理事会」が組織されています。綱紀委員会の調査を経て、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨規定されています。各会の綱紀委員会は、5名から8名で組織され、付託案件の処理にあたっていますが、会によっては、案件が年々増加する傾向にあり、会員の身分に影響を与えかねない重要な調査であり、迅速性も考慮に入れるとそのあり方、規則の見直しを図る必要があるのではないかの考えも示されました。本会においては、現在までに数件の苦情申出等があり、その対応が図られています。

○土地家屋調査士倫理規程に対する今後の対応について

土地家屋調査士倫理規程が本年度の連合会定

時総会において決議され、これに伴いその周知および会員の意識の向上を図る方策について協議されました。本会では、7月の会員研修会の中で相馬弁護士による「土地家屋調査士の倫理と法的責任」において規程についての研修が行われました。本規程の内容は、調査士業務および調査士の行動に関するものまで詳細に規定されており、今後の連合会の対応を見極めながら本会における取扱い方法を検討していくことになると考えられます。

○効率的な会務運営と組織体制整備について

本会の業務執行は理事会の決議をもって行われていますが、理事会と常任理事会が設けられ二重構造となっている会があるとのことで、これを理事会中心に移行し、意思決定を早期に行うように体制を見直し活性化が図られた感があるとの報告がありました。

本会は、年間6回程度理事会が開催され、その資料がかなりの量に及ぶため、担当役員、事務局は理事会前のこの資料作成に相当な時間を割かれ、理事会において決定された事項は実施等に移していくことになり、また、日々動いている会務の中でこれらに適切に対処していく必要があり、こういった流れの中を検討し効率化を図れる部分があれば進める必要があると思います。

その他に役員の守秘義務、秘密保持義務の扱い、非調査士にあたるか疑義のある件等についても意見交換がなされました。

以上、概要報告とさせていただきます。

関ブロ管内の各会とも類似する懸案事項を抱えている状況であり、担当者が一堂に会して意見交換、協議を行ったことは、今後の会務の中で参考となるものでした。



関東ブロック協議会広報担当者会同の報告

広報部長 松本 誠吾

昨年11月20日千葉県浦安市にある明海大学浦安キャンパスにて広報担当者会同（関東ブロックが団結して提案、発表、また悩み相談等を行う会議）が行われました。大学構内で行われた理由は千葉会が行っている明海大学での寄付講座の見学にありました。

私は本会に入りこの激動期の筆界特定制度、ADR、CPD、オンライン登記申請、会則92条の要領の作成と、短時間で多くの重要課題に関わることができました。

ご存知のディズニーランドのある浦安、隣駅の構内で私にはちょんまげ袴で外国を訪れた時の日本人のような、我々の調査士環境の次元を遥かに超えている姿を見たように思いました。講義は全部で13回行われ、講師は会長を除き皆30代～40代、当日担当の久保田先生の講義は「筆界特定制度と境界紛争に関するADR」という内容で、生徒を上手に乗らせた名講義で、我々は見学であったため途中退席となり「結果どうなるの」と気掛かりになるほどでした。講義後久保田先生に聞いたところ、事前練習を講師仲間何度も行い、けちょんけちょんにけなされ、当日まで修正しながら講義に臨んだものであることを伺いました。千葉会の情熱とエネルギーを身をもって受け止めてきました。

長野会も大学キャンパスでの寄付講座まではいかなくても、まずはテーマを決めて各支部同士の意見交換会や発表する場を作れたらいいなと感じました。

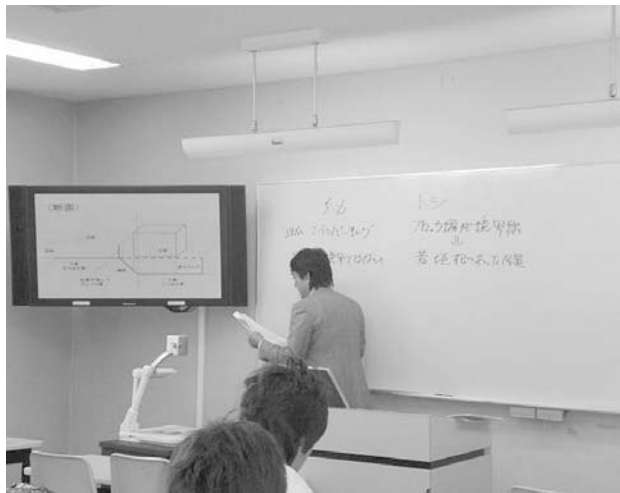
宮下会長の名をまだ知らぬ頃、松本支部で西

本連合会会長をお呼びしたので勉強会に来ないかと誘われ、長野支部の有志少数で参加したことがありました。あの勉強会に呼ばれた時は今の千葉会の「寄付講座を見に来ませんか」と同じ感覚で松本支部の先生方は声もかけられない程立派に見え、緊張して参加させて頂いた記憶があります。ここから長野支部では勉強会が始まり、その後法務局の14条地図整備作業に深く関わるきっかけになったと思っています。

なお会同の席で長野会立野会員が10月に明海大学で講師を務めたことを不動産学部林学部長と非常勤講師を務める千葉会鈴木先生が嬉しそうに話して下さったのを私も嬉しく思いました。立野さん先導役よろしくお願ひします。

それから各会で作成しているグッズの紹介がありました。帽子、車道作業用コーン、蛍光チョッキ、マグネット式標識、ポスターと色々、さてわが会ではポケットティッシュ、クリアホルダー、ほかに～、ここぞとばかりにⅧ系イベントで作成したピンバッチを全員にプレゼントできました。名案者公嘱さんありがとうございました。遊び心は人を和ませますね。先日、幹旋紹介した鹿児島会ブルゾン、ジャケットコートにも見られるようロゴを入れる場合、今までは単体会名を入れたものが多かったのですがそれを「土地家屋調査士」にすると調査士全員が使用でき、幹旋もできるのでこれはいいなあと感ずるものがありました。皆様何かいいアイデアがありましたら広報部へお寄せ下さい。

講義風景



グッズの紹介



講義風景と千葉会スタッフにモデルさんになって頂きグッズ着用した場面を掲載し、報告は以上です。

関東ブロック協議会担当者会同に参加して



業務研修部次長 菅 沢 徹 夫

平成21年度関東ブロック担当者会同が、平成21年11月19日、20日東京の土地家屋調査士会館に於いて開催され、私は、業務と筆界の2会場に出席させて頂きました。

まず、業務担当者会同の報告をさせていただきますが、この会議の座長は神奈川会会長で関東ブロック海野副会長が勤められました。会議は14条地図の現状の報告から始まり、関東ブロック11都県の担当者により協議が始まりました。

14条地図作成作業は全部の会が、公嘱協会により行われていました。しかし、今後の動きとして法務局の予算が平成22年の段階で、10年で

13億円だったのに対し今後8年で18億円となること、今までは2年に分けて発注していたものを、実態調査、基準点測量と実地調査地図作成を1回の入札で2年連続発注する予定であること、また受注ランクをCからDへ落とす方針で、一般社団及び調査士法人にも入札が出来ることになる見込みであることなどが報告されました。

各会では、公嘱協会との連携を取って協力している会もありますが、ほとんどは公嘱協会任せが現状であるとのこと。しかし、今後の14条地図作成の方向は公嘱協会のみでなく、調査士会がどのように関わってゆくかと言う、新

しい課題が浮き彫りと成りました。このことについては、早急に各調査士会と公嘱協会が連携を取って今後の法務局の方針を支えるのか、また、一般社団、調査士法人又は調査士のグループなどにより門戸を広げた形で自由に入札により進めることになるのか、それぞれの会が自分の考えを持たなければならない時期にきたと思います。

これは金が安いとか、自分の自由にならない仕事だからとかと言われている時期ではなく、調査士の真価を社会に示すことにより調査士が生き残る道なのかなと、深く考えさせられた事でした。

筆界特定の担当者会同では、特定されるまでの時間がどのくらいかかるのか、また、処理件数、ADRセンターとの連携についてなどが協議されました。各会よりの報告では、特定時間は平均して、七ヶ月から十ヶ月が平均値でした。

またADRセンターとの連携についても、相談する段階での勧めや、紹介程度であり連携にはまだ時間がかかるのかなどの印象を持ちました。

ただ、各会では法務局の筆界特定室との研修会や勉強会が年1回から2回法務局の主催で開催されているようで、当会は本年度予算不足で研修会が開けないようですが、残念な事です。しかし、当会の研修会に法務局の筆界特定室の登記管から報告を聞くなど考えて行きたいと思いました。

簡単な報告になってしまいましたが、関東ブロックの会議に参加して非常に刺激を受けました。参加者の熱意、情熱のある会員が多く会議の時間があつという間に過ぎてしまった感があり、もっと語りたかったなど言うのが実感です。長野会からも多くの人が参加して刺激を受けて欲しいと思いました。



関東ブロック協議会担当者会同(オンライン)の報告

業務研修部理事 (オンライン登記申請促進担当) 海野正寿

本稿が皆さんの目にとまる頃はくだんの改正租税特別措置法の施行もスタートし、いよいよオンライン申請と格闘されている会員も多いことと思う。これまで書面申請に慣れ親しんだ身には昨年来からオンラインの利便性優位性をいくら説かれても二の足を踏んでいた会員も、やらざるを得ないというのが本音だろうか。ただ、オンラインとはいえ完全オンラインには至らない現行では、正直いって調査士にオンラインは時期早尚の感もなくはないのだが、来たるべき本則完全オンラインという変革の時に備え受身

ではなく能動者たる調査士として積極果敢に関わっていききたいものである。

とはいえこうして大口をたたく小生もオンライン担当を拝名しているとはいえ元来文系人間でPCに長じているわけでもなく、ただ時代の流れに背中を押されながらまずは形からと体制だけは備えつつ、新し物好きの性分からオンラインにも多少早期に手を出したに過ぎないのだ。フォルダの整理もPDFの連結も最近覚えた、XMLだのtiffだの理解の外、それでも今は100%準完全オンライン申請だと自負している。

そんな自分を井の中の蛙とは卑下しすぎかそれともこれから我々が向かおうとするところは凧の大海ではなく荒らぶる内海なのか…。いずれにしる理事として初出張の私は多少の緊張感と大いなる懐疑心を抱きながら会議に臨んだのである。その模様を報告する機会を頂いたので記してみたい。

1, ICカード発行状況について

11月13日現在の発行状況が発表される。有効発行率はブロック平均62.6%、全国平均66.1%のところ長野会62.0%。これをほぼ平均値として楽観するか否か。

ちなみに会員数が同規模の茨城会は50.6%、隣の新潟会は54.3%であるが群馬、静岡はいずれも78%と高い。

言うまでもなくICカード取得はオンラインの環境設定の第一歩であり、長野会においても取得率100%を目標に会員に呼び掛けているところである。ちなみに特定認証局では22年4月より10,000円の発行料を徴収する。

また現在駆け込み申込みが殺到しており申請から発行までに相当期間を要しているとのことなので周知下さいとのこと。

2, 新システムについて

現在法務省では「法務局オンライン申請システム(仮)」を開発しており設計が完了し検証の段階で、23年4月の運用開始とのこと。(ホンマでっか?!) 基本的に現行システムと作成方法に変更はないがソフトは一元化されインターフェイスが変わりフォルダ管理も楽になるなど使い勝手がよくなるそうで(ホンマでっか?!)

PCに慣れない身には朗報である。詳細情報は連合会HP等参照されたい。

3, 各会促進状況

ブロック各会とも支部、分会等フットワークのよい単位会での研修会を実施、アンケート調査を行い数字を示し促進を進める等は長野会と同様である。また他会では年配会員事務所には補助者の受講を奨励しているとのこと。確かに年配者になるほどPCを敬遠しがちで、自虐的

にそれをやらない理由とするむきがあるが、ベテラン会員が切り捨てられるようなシステムであっていいはずがない。年配会員には、まずはメールやインターネット、HPに触れる機会を作ることをお勧めしたい。

いずれにしる、もはや全体講習の段は過ぎ、実戦のなかでぶつかる様々な問題に即対処せねばならない状況だと思う。そんなときは是非身近な会員同士で情報交換をはかっていただきたい。日調連会報に登場する「古山氏」と「新川君」のような会員がどこにもいるはず。また促進委員会のHPも是非活用していただきたい。ページを繰ればお役立情報が即入手できます。

4, その他 オンライン申請の課題と展望

この会同が開催された時点でもまだ租税特別措置法施行にともなう登記の取り扱いについて民事局からの回答はないとのことでしたが本稿執筆中、12月4日付で通知文書がでて会員にも周知されたかと思います。表題登記の完了証の取り扱いについては各自十分ご留意下さい。法務局側では現システム上直近1~2か月程度しか保存されないらしいです。(ホンマでっか?)

いま我々ももちろんだが法務局サイドでも暗中模索とは言いすぎにしても試行錯誤の状態なのではないかと推察する。先日12月2日表示登記研究委員会が開かれ、正確性迅速性を担保しつつ双方いかに現行システムにおいてオンライン申請を円滑に稼働させ、そのために協力すべきことが話し合われた。この結果については別途公表されると思うがPDF印影が縮小されるとか原本提示が機能しないとかいう問題は解決すれば笑い話で終わりそうな類の話だ。国家資格者たる調査士はそれをしない理由とはせずこのオンライン申請システムに積極的に関わり申請率を上げ、と同時に93条報告書が最重要かつ唯一の添付情報となるべく研鑽し、法務局とも協力しながら問題点や課題を提言していく姿勢が必要ではないかと思う。それが依頼者国民の利益なのだから。(ホンマです)。



な～んだ、オンライン登記申請って 簡単じゃん！

初心者オンライン登記申請体験談（申請ソフトのインストールから登記申請まで）

業務研修部理事 **丸山 和重**
（オンライン登記申請促進担当）

私は今期新米理事として業務研修を担当することになり、部会においてなぜかオンライン登記申請もしていないのに、登記申請促進担当になりました。これは弱ったぞ。でももう一人の担当の海野理事はベテランのオンライン申請経験者です。あ～よかった。（頼りにしちゃいます）でもそんなことは言ってはいただけません。

改正された租税特別措置法が平成22年1月1日から施行され、建物の所有権保存の登記をオンラインで申請する場合の適用については、表題登記の申請がオンラインでされたものに限るとされています。

いやでも申請しなくては軽減が受けられません。（でも申請に関して少しは興味ありましたよ。）

今回は、オンライン登記申請初心者の私が申請ソフトのインストールから登記申請ソフトまでの体験談をお話します。

私は50代半ばで、脳みそが少し硬化し始めています。パソコンの操作や知識の程度は、測量のソフトは使えます。ワードは使えます。エクセルはほんのちょっとだけ。メールやインターネットは人並みにというくらいの、パソコンに関しては中くらいの知識です。

登録免許税の軽減を受けるにはまず、申請ソフト（法務省オンライン申請システム環境設定）のインストールです。

（設定の前にICカードリーダーは用意しておいてください。）

私は今回オンライン申請の担当になったんだからと、自分で設定してみることにしました。経験者の方にお聞きしたら参考になるホームページ（末尾に記載）があるということで、熊本会の坂本先生の「オンライン申請入門」を参考に設定しました。説明は詳しく、大変参考になります。また、申請の仕方をパワーポイントで体験できます。

次にもう一度、連合会のホームページから「らくらく」を使って設定してみましたが、確かに簡単でらくらくです。

更にオンライン担当だからと、もう一回別の方法で設定しようと思い㈱ビービーシーの「全自動オンラインシステム」という無償のソフトを使って設定してみました。

これはすごく簡単です。設定ソフトをダウンロードして、申請のための環境設定が完了するまで約30分程（私のインターネットは光回線）です。名前のおとり、全自動で設定してくれ、これが一番簡単でおすすめです。

でも一番は業者に設定してもらうのが簡単ですかね。

設定が終わったら次に申請です。今までパソコンで申請書を作成していた人なら同じ感覚で申請書入力ができますので心配はいりません。簡単でした。

入力する前には熊本会のオンライン申請テキストと坂本先生のホームページを参考にしました。良くわかりやすく説明してくれています。

私の初めてのオンライン申請は建物滅失登記でした。

申請書だけを送る申請で、添付書類は持参でした。還付する添付書類は無く、完了証はオンラインで取得したので受領に行くこともなく、紙申請より手間がはぶけた感がありました。オンラインで登記申請した感想はタイトルにあるとおりで、申請する前に思っていたような心配はありませんでした。

これからオンライン申請をしてみようという方はまず、長野会のホームページの「会員フォーラム」の「オンライン登記申請促進委員会」のページを参考にしてください。

情報が満載で、このページからいろいろなサイトへつなげられますので便利です。

この次は添付情報のPDF送信にチャレンジします。

参照ホームページ

①法務省オンライン申請システム

<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>

②法務省民事局

<http://www.moj.go.jp/MINJI/index.html>

③登記情報提供サービス

<http://www.touki.or.jp/gateway.html>

④日本土地家屋調査士会連合会

<http://www.chosashi.or.jp/>

⑤遊びThankyou

(土地家屋調査士荒井啓行事務所)

<http://www.geocities.jp/asobi39/>

⑥土地家屋調査士永橋博喜事務所

<http://www.geocities.jp/h234hy/>

⑦松隈土地家屋調査士・行政書士事務所

<http://matsuguma.web.fc2.com/>

⑧オンライン申請入門

(土地家屋調査士 坂本隆一事務所)

<http://rsmay.com/>

⑨株式会社ビービーシー

<http://www.bbcinc.co.jp/>

⑩株式会社リーガル

<http://www.legal.co.jp/legal/>

オンライン登記申請 促進委員会からのお知らせ

オンライン登記申請についての疑問点等の問い合わせは、各支部に担当者がおりますので支部長等にお問い合わせください。

また、ICカードの新規取得に関する費用が平成22年4月から10,000円になりますので、早めに取得されることをお勧めします。

長野会では取得率100%を目差しています。

第1回境界鑑定委員会

第1回境界鑑定委員会を終えて思うこと

業務研修部 金田 政孝

境界鑑定委員会は、境界に係る訴訟が係属した裁判所の求めに応じて境界鑑定業務に従事するために必要な土地家屋調査士として熟知しておくべき事項についての調査・研究を行なうことをその主たる目的として発足したものと理解していますが、境界鑑定委員会設置後において、不動産登記法における筆界特定制度の創設、ADR基本法による裁判外紛争解決手続きの導入により、境界鑑定業務への関心(?)が薄れてしまったのか、私自身、境界鑑定委員会の存在を明確には認識していなかったところでありましたが、図らずも今般、業務研修部理事として境界鑑定委員会の担当を仰せつかることになりました。

境界鑑定委員会は、前述のような目的のもと平成12年に設置されている訳ですか、残念ながらと言うべからず幸いと言うべきか、委員会設置以来、裁判所からの鑑定人の推薦依頼は1件もないというのが実情であり、筆界特定やADRという境界鑑定委員会が発足した当時には存在しなかった新しい制度が導入された今日では、境界鑑定委員会の活動目標も多少の軌道修正が必要であるものと考えます。

一般論とすれば、委員会発足当時には存在しなかった筆界特定やADRが制度として導入されたことにより、事実行為を主とした土地家屋調査士としての通常の業務以外で「筆界」を取り

扱う場面は増えたと言って良いと思います。

境界確定訴訟も筆界特定もADRも「境界にまつわる紛争性」というものが根底にあるという意味においては共通しており、いわゆる「筆界」がどこかということが明確になれば、どの手続きにおいても手続きの終結又は次のステップへの移行となる訳であり、「筆界」の探索というものは、どの手続きにおいても問題解決の根幹をなす最も重要な部分である訳です。裁判所の求めに応じて行なう境界鑑定も不動産登記法における筆界特定も「筆界」はどこか—ということを鑑定又は特定する業務であり、ADRであっても「筆界」はどこか—ということが先決問題となる場面が多いものと思われます。

去る平成21年10月1日、本会会館において第1回境界鑑定委員会が開催され、今後の活動内容について協議しましたが、今日的な土地家屋調査士の業務(筆界特定・ADR)が好むと好まざるとに拘わらず、制度的には用意されている訳であり、裁判所の求めに応じて行なう境界鑑定業務に従事するために把握しておかなければならない事項の研究や研修ということに限定せず、土地家屋調査士として熟知しておかなければならない「筆界」に関係する判例、先例等の調査・研究をはじめとして、今日的な業務(筆界特定・ADR)の遂行に必要な知識・技能の習得のための調査・研究をする委員会という位置付けを想定したほうがより現実的であろうと

いう結論で委員会を終えています。

今後は、具体的には何をどうするかという方法論の検討となる訳ですが、言うは易し行なうは難しで、委員会の検討事項として模索の日々が続くものと思います。

登記事務のコンピューター化を始めとして、オンラインによる登記申請の導入等、土地家屋調査士を取り巻く環境も目まぐるしく変化している昨今、ひと昔前には土地家屋調査士が関わることなど予想もしなかった新しい分野の業務に携わるざるを得なくなった状況の中、境界鑑

定委員会の一構成員として今後の委員会の具体的な活動について考える時、もう時計の針を戻すことは出来ないであろうし、戻せないのであれば、我々土地家屋調査士は国家が認知した新分野の業務もスマートにこなし、そして次には、「境界のことは何をおいても土地家屋調査士に聞け」と、国民から認知されるように進まなければならない、そのためには何よりも日々の自己研鑽が必要なのだろう…仲間の足を引っ張ってはいけない…と強い自己反省を込め、あらためて考えている次第です。

境界情報管理センターの進捗について

境界情報管理センター委員会 松本 誠吾

今期境界情報管理センター委員会を担当することになりました。業務ツールの分野なので、使えるか使えないかの成果が問われるところです。目的からぶれぬよう進めて参りたいと思いますのでご支援を宜しくお願いいたします。

当センターは前小出会長がADRセンターと共に長野会が全国レベルに劣らず負けぬようにと本会事業の二本柱として掲げたもので、初代上島前委員長（現副会長）が平成18年度より先進会の愛知会、岐阜会を訪問し3年を終え引き継ぎとなったものです。

資料は「境界確定業務に利用すること」を目的とすることで区画整理、耕地整理等の近年の境界情報収集を行ってきましたが、今年度からは地租改正以後に作成された地図（公図）情報、地域の慣習等の歴史的資料収集作業を含めました。

インターネットに於ける本会ホームページ～

会員フォーラムの各部会・各委員会に昨年3月境界情報管理センターのページを立ち上げました。未だ不完全なものですが、法務局では入手できない土地の情報を事務所にながらパソコンから確認、入手できることはまことに便利である道具であると思います。

また今期より平成16年度から18年度にかけ歴史的資料収集委員会が期間的に立ち上げられ、行った歴史的資料の収集活動を当センターで再開する訳には、後の筆界特定制度の立ち上げ、裁判外紛争解決制度がスタートするにあたり判らなくなった土地の境界を探し出すのに極めて重要な情報であるということは今更ながら実感したところにあります。

その3年間の収集作業には学芸員もどきのような任務を投げかけられ、最終年度やっと長野地方法務局内へたどり着いた処で裁ち切れとなっていました。現在でも各部・各委員会に歴史的

資料収集委員会の成果が掲載されていますが、その成果の続きとして当面目先の目的ははっきりしているので形にしていきたいと思っております。

スタッフは実務に熟知した方を支部よりご推薦頂いており、委員1人1人より何らかの地域からのメッセージが届けられることを期待しています。

土地は元来人間が利用させて頂き、利益を享受してきたもので、機械はあくまでも社会や我々の生活が豊かになるよう人間が活用するための道具にすぎません。この情報過多の時代でもただ良い土との出逢いを求め、一日中ろくろと向き合い、陶器造りに専念されている職人さんや、パソコンに関してはちんぷんかんぷん、覚える気もない、携帯電話すら持ち歩いていない経営巧みな大社長はたくさん居られます。本来自分に必要ない余計な情報は入れない、必要なことを選択し自分の武器とする。自分の目的に集中し頭の整理ができ、心も懐も豊かになれる原点なのでしょう。しかし土地家屋調査士をとりまく環境は今後法務局はさらにオンライン登記申請、地図情報等、電子情報化へと進むことは明

らかです。この1月1日よりインターネットは我々土地家屋調査士の業務のツールとされました。良いことにパソコンの性能も上がり、値段は安くなり、インターネットは近年非常に扱いが楽で便利になり、この一台であらゆる情報の入手や交換が出来るようになりました。以前光波測距儀も大きな箱を3つも持ち歩き、訳の解らない計算式で電卓計算をするところから始まりました。また長野市北長池地図作成業務で使用したアガというダースベイダーの兜のような、現在の一体化した光波測距儀は1200万円もしていましたが長野の会員の事務所から貸し出されたこと、先を歩いてくれる方は凄いなと思いました。インターネット環境に今は不慣れな方も解らないことはどんどん支部IT担当、本会IT委員にたずねていただき、これから更に便利になる筈ですから情報収集における最前線の手段として、是非とも活用して頂けるよう、また「境界情報管理センター」が会員の円滑な業務の推進、紛争予防に貢献できれば幸いです。広報も混ざってしまいましたがご支援のほどよろしくお願いたします。

平成21年度「境界情報管理センター委員会 委員・支部担当者名簿

担 当	支 部	委 員	支 部 担 当
北信ブロック	1	長野 清水 泰之	
2支部		長野 小池 秀巳	
	2	長野 丸田 慎太郎	小林 敏 則
		飯山	
東信ブロック	3	上田	水野 和 雄
2支部	4	佐久 大井 和 幸	
中信ブロック	5	松本 三原 雅	林 文 彦
3支部		松本 成田 俊雄	
	6		関戸 正 幸
	7		越取 淳 一
南信ブロック	8	伊那 保科 道典	
3支部	9		桐生 智 司
	10		小林 信 吾
本会総務部			
本会担当		荒井 正 行	
顧問(前委員長)		松本 誠 吾	
		上島 孝 雄	
		10名	7名

会員研修会の報告

第2回会員研修報告

業務研修部 蓑輪 佳明

土地家屋調査士は、様々な場面で土地問題に関わるが、土地（不動産）の権利関係については、基本的には民法に定めがある。例えば、土地の権利の移転等については、民法の物権法に定めがあるだけでなく（177条など）、総則の時効によっても変動を生ずるし、また、離婚に伴う財産分与や相続によっても移転する。もちろん、多くは売買等の契約によって移転する。

従って、民法全体の枠組（法的な思考も含め）をそれなりに理解するとともに、不動産の権利に関わる分野（時効、物権変動、相隣関係、相続、契約による移転も）については、十分な基礎知識の理解が必要と考えられる。

もっとも、我々は、実務家なのであるから、抽象論を詰めても仕方がない。判例、実務の先例を中心に習得する必要がある。

そこで、以下では、民法の基本的な判例を紹介する。ただ、判例を勉強する時に留意すべきことは、判例（裁判例）はあくまでも当該事件に対する判断だということである。すなわち、最高裁判例は、他の同種の事例をも念頭に置いて、それなりの「規範」を立てた上で、当該事件に対する判断を示す。従って、多くの場合、その「規範」が、以後の同種の事例の判断基準となる。しかし、当該事例に対する判断であるという制約があるので、同種の事例であっても、すべてのケースに「規範」が及ぶものではなく、いわゆる判例の「射程距離（範囲）」があるこ

とを忘れてはならない。この点を理解する為には、判例の事実関係を十分に検討することが必要となる。

1. 一般条項について

- (1) 一般条項とは？
- (2) 信義誠実の原則（民1条2項）
- (3) 権利濫用の原則（1条1項）

2. 時効について

- (1) 取得時効の対象
- (2) 取得時効と対抗問題
- (3) その他

◎最判 S 35.7.27（時効の起算点）

◎最判 S 44.7.15（援用権者）

3. 相隣関係について（民209～）

4. 物権変動など

5. その他

◎最判 H 12.3.9（財産分与と詐害行為）

◎最判 H 8.3.26（不貞行為と慰謝料）

◎最判 S 59.4.27（相続放棄の熟慮期間）

（講師のレジュメより）

以上、相馬弘昭弁護士の講演でありました。私たち土地家屋調査士は、さまざまな問題に遭遇し、それを解決してきました。これからも国民のみなさんに信頼される専門職として、根拠となる法律を十分理解し業務に励もうではありませんか。

会員研修会出席状況

日時 平成21年11月17日
場所 長野県松本文化会館

支部名	会員数	出席者数	当日出席者数
長野	106	61	53
飯山	16	11	11
上田	35	20	19
佐久	43	16	9
諏訪	42	23	23
伊那	55	33	27
飯田	38	24	23
松本	88	59	53
木曾	8	3	2
大町	11	10	10
合計	442	260	230



ADR 特別研修の報告

第4回特別研修を終えて

諏訪支部 坂本 勉

今回特別研修を受講したのは、年々記憶力の衰えを感じるようになってきたので早めに受けておこうという動機からでした。

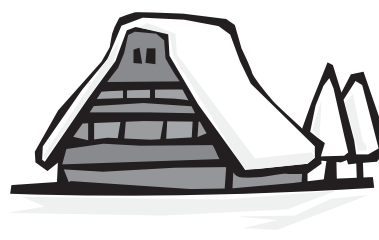
1月に長野で3日間あった基礎講習では、憲法 民法 民事訴訟法 等の基礎をまなびました。ただ有名な先生がDVDの中からひたすら講義をする形式でしたので、例えば“3日間放送大学をひたすら視聴した感じ”でつらかったのをおぼえています。

次にグループ研修では、4人で課題をなんとかこなした後、過去問について検討を行いました。振り返るとこのグループ研修のときが、様々なことをみんなに教わり、一番勉強になったと思います。

3月に水道橋で3日間あった集合研修は、弁護士の方が生身で講義をするスタイルで、D

VDでの講義より受講しやすかったのですが、答えの無い問題をなんとなく解いているようで、あまり内容はおぼえていません。しかし関東各都県からきた方々と少し知り合いになれた事をうれしく思いました。

今なんとか認定を受けることができましたが、これもグループの方々や、受講生の皆さんのおかげだと思っています。研修を支えていただいた皆様も含め、ありがとうございます。



A D R 特別研修報告

松本支部 石 井 喜 博

第4回土地家屋調査士特別研修についてご報告致します。

第4回特別研修は、基礎研修・グループ研修・集合研修・総合講義および考査の順に、平成21年1月30日から3月28日の間で行われました。

先ず平成21年1月30日から3日間基礎研修が開かれ、憲法・ADRと専門家責任・民法・所有権と民事訴訟・民事訴訟法・境界確定訴訟の実務という内容で法にかかわるものとしての倫理と基礎的な民事法の仕組みと考え方につき講義が行われました。この3日間は私にとっては民事法の考え方、紛争解決手段等について新たな思考方法を開かれた3日間でした。続いて基礎研修終了後から3月2日の間、少人数によるグループ研修が行われました。これは3～5人のグループ毎に、与えられた課題を検討・討議しまとめたうえ提出するといった内容でした。いくつかの例題に対して基礎研修での講義を踏まえいろいろな角度での可能性、解釈を考えた

うえで依頼者にとって最も良いと思われる解決方法を考えるといった、実務的な訓練という意味ではとても充実したものでした。次にグループ研修を踏まえたうえでの集合研修・総合講義が3月13日から3日間の日程で開催されました。今回は他都県の方々とも一緒に研修でしたが同じ課題に対して各グループの皆さんの様々な解釈や解決方法が発表され私にとってはとても深いものになりました。そしてこれまでの講義を踏まえたうえでの考査が3月28日に実施されました。

日頃勉強不足の私にとってはこの日程はとても厳しいものでしたが、今後の業務について本当に大切なものであり一層勉強していかなければならないと思いました。最後に講義を行って頂きました先生方、またお世話をして頂きました皆様にあらためて感謝しお礼を申し上げたいと思います。

第4回土地家屋調査士特別研修を受講して

伊那支部 平 泉 規

今年の春、平成21年3月28日、リーマンショックに端を発する世界同時不況により仕事件数がめっきり減った私は幕張の地に降り立ちました。この日私がやってきたのは幕張メッセ。そう、敷地面積21万㎡の敷地に「国際展示場」「国際

会議場」「幕張イベントホール」の3施設で構成される複合コンベンション施設です。一体私がかここへ何をしにやってきたかと言うと、東京モーターショーのようなイベントを見物するためではなく、同日14時より行われる「第4回土

地家屋調査士特別研修考査」を受けるためでした。幕張駅を降りると周りには自分とほぼ同じような目的を持った人たちがゾロゾロです。そして蟻の行列のように駅から幕張メッセを目指して歩きます。

少し早めに着いたので幕張メッセの近くの飲食店が入居するビルへ入り昼食をとることにしましたが、その建物にも私と同じ境遇の方々がたくさんでした。

そして会場へ入り試験の始まるのを待ちます。机の配置や受験番号で再受験かどうか解ってしまいます。来年再受験組みになりませんようにと祈りながら時間が来るのを待ちます。そして問題用紙が配られ、14時試験が始まりました。

〈中略〉

そして月日が流れて梅雨も明け7月も終わろうかという頃、考査結果通知が届きました。ボーダーとされていた点数は何とかクリアすることが出来たので調査士会へ登録申請とともに写真を送付すると、<さらに中略>後日認定調査士であることを示すピンク色の会員証が送られてきました。そしてめでたく私は認定調査士へなることが出来たのでした。(かなり経過省略)

私が今回第4回土地家屋調査士特別研修に申し込んだのは、正直なところ周りの調査士がどんどん認定されてゆくのでそろそろ私も受講しなくては程度の考えしかありませんでした。

考査を終えて思ったことは、もっと民法をしっかり学習しておけばよかったということです。講義の中では何度も対抗問題や時効のことを学んだのに、いざ本番となるとなかなか答えを導

き出すことができませんでした。

また研修会中に課題として出された例題は業務をおこなってゆく上で遭遇する可能性のある事例です。地権者から相談を受けた時にすぐ返答出来るほどの知識を身に付けていないと考査では申立書、答弁書を論理的に作成できなければならぬと考えます。そういう意味では今回認定は受けたものの、決して自分の調査士レベルがランクアップしたとは到底考えられません。今後も勉強を続けてゆかなければならないと思いました。

今回の特別研修受講は自分自身のスキルアップの為には大変役立ったと考えております。この講習会で身につけた知識を生かして今後の業務を円滑に遂行できたら良いと考えております。そして、自分の携わった現場が原因で境界紛争が起きるようなことの無いよう真面目に業務を行いたいと思います。

最後に、研修会費用の出費は痛かったです。第1回のように生講義を聴けるのならば高くても良いと思うのですが、数年前の講義のDVDを会館で視聴する研修ならばもう少し安くしていただくと、このデフレのご時世、若手調査士にとってはありがたいとオモイマシタ。



各支部の動き

伊那支部研修会報告

伊那支部 小町谷 勝也

11月28日（土）午後1時30分より支部研修が伊那市民会館第1、2会議室にて行われました。

講師はおなじみの相馬弘昭弁護士にお願いし「土地家屋調査士に関する法律問題」と題して講義していただきました。

また今回は、支部長の要望か講師の要望かはわかりませんが講義終了後に駒ヶ根ハイランドホテルにおいて希望者による懇親会が予定されておりました。

相馬先生は県の研修会でも何度となく講義を受けているところではありますが、今回は民事訴訟手続きの概要、時効制度について、物権法の諸問題、債務不履行と不法行為、離婚・相続についてなど普段の研修会より具体的に指導いただきました。なかでも興味深かったのは、水路を挟んだ反対側の方が、自分の土地だと主張して、こちらの敷地にトタン板、引き戸、石などを設置するなどの行為を行ったため妨害排除を請求したという事件です。仮処分命令申立書を使っての具体的なこの事例は、相馬先生が実際に長野地方裁判所伊那支部に出された物だと聞きとても身近に感じられ、驚きました。講義の他にも支部会員の質問にも答えていただきました。時効の起算点、土地の境界がなかなか決まらない場合、合意できそうな境界線を土地家屋調査士が提案すると弁護士法違反になるか、法務局備付けの土地家屋調査士作成の地積測量図に誤りがあり、それによって面積が減った場合不利益をうけた者が、その土地家屋調査士に損害賠償を請求できるか、など普段の業務におい

て思い当たる質問にも丁寧にお答えいただき大変参考になりました。

午後1時30分から5時30分までの講義が終わり、「お疲れ様でした」と仲間と別れるのがいつもの研修会ですが、今回はこの後、相馬先生との懇親会が予定されております。そのためか、私には珍しく？この研修会が待ち遠しく、実際の講義もしっかり受け、あっという間の4時間が過ぎていました。

早速駒ヶ根に会場を移し十数名の参加者ではありませんでしたが、伊那支部の精鋭が集まり、相馬先生を囲む会が始まりました。先生もお酒が嫌いな方ではないようで、ビール、地酒と進むうちに口も滑らかになってきました。以前、講義の中で「お酒が飲めるならどこでも講義に行きますよ」と言っておられましたが、それが今日なんだな—と思った次第です。私たちも普段の講義では質問できないような芸能界の薬物の話、先生のプライベートなど貴重な話ができ、すばらしい懇親会ができました。講義、懇親会のどちらがメインか分かりませんが（どちらも大切なことです）、9時頃には解散となり数人の方々は先生と宿泊されました。

午後1時30分から9時までの長時間ではありませんでしたが、いつになく楽しく有意義な本年度第2回目の支部研修は終了となりました。

最後になりましたが、相馬先生には大変お忙しい中、講義、懇親会とお世話になり本当にありがとうございました。

松山・道後温泉と大分・別府温泉の研修旅行

松本支部理事 宮下 新

平成21年10月24日から10月26日の2泊3日の行程で、毎年恒例の松本支部研修旅行が実施された。今年の参加者は正副支部長をはじめとする支部会員21名、松本支部前事務長の池野さん、理事会の承認を得て参加の太田司法書士と鎌崎司法書士の総勢24名であり、目的地は愛媛県の道後温泉、大分県の別府温泉である。

今年は、今までのバス旅行とは趣向を変え、往路復路共、特急・新幹線での移動である。10月24日午前6時40分に松本駅に集合し、特急しなの2号で名古屋駅へ。振り子電車の為、木曽路あたりで乗り物酔いになるのではないかという不安も、乾杯後には消えていた。しかしながら、振り子で酔わず、アルコール酔いした参加者も、若干名いたようだ。名古屋駅で新幹線ひかり467号に乗り換え岡山駅を目指す。新幹線の快適さに、今さらながら日本人技術者の英知に感動を覚える。

岡山駅に着いた私達は観光バスに乗り換え、しまなみ海道で向島・因島・大島などを眺めながら一路道後温泉へ進む。しまなみ海道には10本の大橋があり総事業費は7464億円ということだが、現政権下では実現が難儀しそうな事業に思える。

しまなみ海道を過ぎて、平凡な景色となったところで、恒例の車中ビンゴ大会！司会は相変わらず私と荒井伸介さんの両名。参加の面々も、慣れたもので「ビンゴシュート！」の掛け声に、腕を突き上げて盛り上がる。（こここのところ6年連続で無理やり、やらしている。）

そうしているうちに、初日の目的地である道後温泉に早めの到着。宴会までの間隙をぬって、道後温泉本館（別名 坊ちゃん湯）に浸かった会員は、そのせいだろうか、宴会でのゲームも文豪夏目漱石さながらの知性が見え隠れした。

翌日25日は早朝よりロープウェイで松山城へ向かった。松山城は大天守閣と小天守閣を配し、それぞれの天守よりの眺望は壮観であった。

つぎは木蠟の香り残る白壁の町並みの内子を訪れる。ここは和蠟燭の生産・取引で江戸時代から町全体が賑わい、その町並みは独特の雰囲気醸し出す。

雨がポツリポツリ降ってきた。三崎港からフェリーにのり佐賀関港へ。船内では参加者の殆どが呑み疲れのせい、はたまた今夜の宴会の為の充電か、舟を漕いでいた。

2日目最後の観光は別府海地獄である。佐賀関港から海地獄までバスガイドさんのガイドに聴き入る。いくら仕事とはいえ、もの凄い蘊蓄だなあと感心する。雨がだいぶ強くなってきたところで別府海地獄に到着。佐賀関港から概ね2時間無休憩だったこともあり、冷や汗をかくほど、はずんでしまった気の毒な会員は雪隠へ猛ダッシュ。海地獄は凡そ1300年前に鶴見岳の爆発によってでき、数多くの文人墨客が褒め称えたコバルトブルーの池沼であるそうだが、先からの雨と夕闇がその美景を阻む。プロをも凌ぐ腕前の太田会員・古幡会員は、カメラにその神秘的な画を、収めることが出来たのであろうか。少々気になる。

さて、2日目の垢を落とすべく別府鉄輪温泉につかる。今日も今回の研修旅行の目玉である、お待ちかねの宴会（連発）。まず山水館の女将による来館の御礼、凄い。物凄い。なにしろ旅行担当理事 兼 他称宴会部長の私が舌を巻くほど喋る喋る。女将のご主人の出身校が信州大学だそうで、いつもよりも多めに御礼を言ったそう。それにしても喋る。懇親ゲーム大会の前に倫理綱領の2を配布、唱和し、ゲームに突入。私は6年独占し続けた司会のマイクを、途

中より成田会員に譲ってしまう。残念だったが、ちょっと嬉しかった。(成田会員お心遣いありがとうございました。)
「やはり旅行は宴会だな」と、つくづく思う。

最終日は国東半島めぐり。熊野磨崖仏は崖の壁に、高さ8mの不動明王像と6.7mの大日如来像が彫られている。300mと長く急な石段を上り辿り着いた為、感慨も一入であった。つづいて真木大堂では重要文化財の阿弥陀如来像、富貴寺では重要文化財の木造阿弥陀如来坐像と阿弥陀浄土図などの平安壁画を見学した。

つぎは、観光の最後となる宇佐八幡宮参拝である。国宝で八幡造りの上宮本殿の前に3箇所、下宮に3箇所、計6箇所の賽銭箱がある。パンフレットには賽銭箱の数は書いて無かったので下宮では願い事が無くなり、集金のみされる。

そんなこんなで研修旅行の全行程を終えて、福岡の小倉駅より新幹線のぞみ38号で帰路についた。

参加者全員怪我も病気も無く、充実した研修旅行になったことは、正副支部長、高山総務部

長をはじめとする参加会員の皆様、池野前事務長、添乗員の小穴さん、それと何よりも、参加人数不足のため、補助無しでの参加に快く応じてくれた、太田知孝司法書士、鎌崎幸太郎司法書士に心から厚く御礼申し上げます。

最後に、太田さんは司法書士会県理事、鎌崎さんは司法書士会松本支部の総務部旅行担当理事だそうで、「今回の参加で、研修(懇親)旅行の概念が変わった。司法書士会の研修旅行に大いに役立てたい。」とおっしゃっていた事を申し添えます。



佐久支部研修会報告

佐久支部研修担当 関 和 貴

佐久支部は、本年度第1回支部研修会を、11月4日(水)午後2時より会場は佐久市研修センターで開催しました。

研修内容は、平成22年1月より実施される保存登記の登録免許税軽減措置を受けるための表示登記オンライン申請(登録免許税の特例処置)の研修

支部会員の中には、すでにオンライン申請を活用している方もいますが、今回の研修ではまだ、オンライン申請について準備が遅れている会員の方の起爆剤になれば良いと思い企画しました。

出席会員28名のなか、宮本会員が研修会開催の宣言をし、塩川支部長の挨拶のあと、講師は(株)いとう様のご協力によりソフト開発メーカー(株)リーガルの 村井様を講師としてお願いしました。

始めに、平成20年1月からの変更点として添付書類特例方式が採用され比較的にオンライン申請を利用しやすくなったこと、登記識別情報の提供と受領方法が簡素化されたこと、並びに平成22年1月より表題登記オンライン申請による保存登記の登録免許税軽減処置が適用されることの説明があり、次に表示登記オンライン申

請事前準備として、パソコンやICカードリーダーなど必要な機器の準備、オンライン申請を利用するためのプログラムなどを含め環境設定について簡単な説明があり、次に、申請情報、添付書類等の作成方法として、登記申請作成支援ソフトを利用した申請情報、添付書類等の作成方法及び手順の説明がされ、そのあと、オンライン申請として、作成した申請情報・添付書類を送信から登記完了までの流れと、オンライン申請上の注意事項の説明があり質疑では以前に外字が含まれるオンライン申請がうまくいかず法務局との対応が大変だったが最近では支障がないかとの問いについて当初は法務局の職員も不慣れなところがあり対応が出来ないこともあ

たそうですが今は、ほとんどそういった話は聞かないと説明がありました。

閉会の宣言がされ第1回佐久支部研修会が終了しました。

最後に、研修の企画をして思ったことは、オンライン申請の取巻く環境がよくなりオンライン申請のハードルが下がり申請しやすくなってきているのと同時に表示登記に関する代理人“土地家屋調査士”として「日本土地家屋調査士会連合会が運営する認証サービス」を利用し電子証明をすることが出来ることは資格者代理人“土地家屋調査士”として誇りに思えました。

長野支部研修会の報告

長野支部 品田尚志

去る11月9日、長野市若里の市民文化ホールでの長野支部研修会に出席いたしました。

特に「オンライン甲号申請」に絡めて感じた事を雑文ですが報告させていただきます。

近時、着実にオンライン申請の波は来ていると日々感じておりましたが、中々その波に乗る事が出来ませんでした。私も登録1年を迎えようとしている現在、カードを取得しただけで、オンライン申請には尻込みしていました。講義冒頭でもオンライン申請に関する支部アンケートが示され、カード取得者こそ50%近くに達しておりましたが、乙号申請は20%、甲号申請にいたっては16%程の会員が申請しているのみの状況でした。

まずは乙号申請を目標と云う説明がなされましたが、そのネックとなっておりますのは、やはり環境設定にある様で、環境設定についての

解説がなされました。私も事前準備までは整っておりましたが、いざ環境設定となるとお手上げ状態で足踏みしておりました。オンライン申請環境設定「らくらく」を利用して設定すると、成る程！出来そうな気になって来るから不思議です。

添付書類の例として、電子署名に絡めて登記令12条及び13条の相違についての講義を聞きましたが、完全にオンラインで申請を終了する事はまだまだ先のように感じ、この制度のメリットを考えてしまいました。このホールがネット接続出来なかった結果、実際の申請が行われなかったのは残念でしたが、申請書作成ソフトの起動からそのフォルダ管理へと講義は進んで行きました。特に注目したのは申請書のチェックで、項目にエラーがあった場合黄色で表示される点は目をみはるものでした。

続いて申請後の経過についての解説に移り、パソコンを最大限利用した法務局との連携プレーでメールによる処理状況のお知らせは便利さを感じましたが、2日以内に添付書類を持って行く事を聞くと、何となく腑に落ちない手間を感じずにはおられませんでした。

講義を聞いてオンライン申請のメリット・デメリットは有ると思いましたが、講義中指摘された来年の権利保存登記の免許税軽減措置で、この申請も大きく変わるのかなと感じた次第です。

解説をして頂きました先生は、この講義の為に何と1ヶ月の間に10件以上のオンライン申請をされたとか…。頭の下がる思いです。先生のお話だと思った以上に難しくないと言う事でした。

私も一調査士として、時代の波に逆らう事無く、最初に講義で要請された年内乙号申請をクリアしたいと思います。(この会報が出る頃には、結果が出ているでしょう…)

最後に、講義頂きました先生、スタッフの皆様、どうもありがとうございました。



日調連便り

日調連理事 中塚 憲

あけましておめでとうございます。新しい年とはいえ世間は相変わらず予断を許さない情勢ですが、今年は土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度50周年の年、私自身も含め、会員の皆さまにおかれましては、まず健康でそして良き事が多くあり、また実りのある年となりますよう、お祈り申し上げます。

理事に就任して半年、連合会の「現在」は毎月のEメールマンスリーでみなさんご承知のとおりですので、ここでは私に限って会議等の出席状況を報告します。

7月22日、23日 広報部会

9月10日、11日 理事会、広報部会

10月28日～30日 理事会、全国会長会議

11月17日, 18日 広報部会

11月20日 関ブロ広報担当者会同

12月10日, 11日 理事会、広報部会

以上のほか、毎月初めに連合会報の編集会議を、インターネットを利用した電子会議で行なってきました。

さて先般の第5回理事会では、会務に関する会長指示に続き、各部から、研修関係では調査士必携の「会員心得」を再点検し、改訂版を各ブロック協議会へ周知することとしたこと、社会事業関係では官庁向けの公共調達・制度業務啓発パンフレットを急ぎ配布すること、業務関係では93条調査報告書・登記基準点・14条地区などのアンケートを単位会に対して実施し、回報中であること、財務から大阪土地家屋調査士協同組合視察の件などが報告されました。大阪の協同組合は調査士会から完全に独立して斡旋品や印紙類の販売などの収益事業、保険などの福利厚生事業、また独自に登記所のコインコピー事業を展開しており、会の経費低減等多くのメリットがある、とのことでした。

続いて(1)電子認証局利用の申込書を平成22年4月から有償1,000円とすること、(2)新人研修実施要領の全部改正が審議され、可決しました。また①1月14日開催の「地籍シンポジウムin Tokyo」第2回全国会長会議などの件、②倫理規定の連合会会則への位置付けについて、③注意勧告に関する規則(モデル)一部改正について、④単位会の会費の上限について、⑤「マンガでわかる調査士の仕事」の増刷についての確認、⑥平成22年度事業計画、同予算案について、⑦制度制定60周年記念事業について、協議をしました。

協議事項の②について。今年度の連合会総会

で倫理規定が採択されました。これを次年度の総会で会則に位置づけるため、会則改正一章、条文、附則などを検討しました。今後全国会長会議、理事会でさらに揉んで総会上程となりますが、皆さんも今一度、倫理規定に目を通してみてください。連合会報8月号に載っています。

⑦制度制定60周年記念事業については、連合会としての事業もスケジュールも定まり、いよいよ本番ということになりました。ざっと記念事業関係を紹介しておきます。

- ・地籍シンポジウム 1月14日
- ・記念式典・記念講演 6月23日
- ・記念シンポジウム 10月3日
- ・伊能大図展 島根・福岡・東京・愛知など
- ・TV番組放映協賛 10月以降放映予定
- ・記念誌の発刊 11月予定
- ・先例・判例解説集発刊 6月予定
- ・G空間EXPO協賛
- ・表示登記全国一斉相談会
- ・関係各省との共同企画 ——等々。

また詳細はその都度、各方面からお知らせいたしますが、まず先頭を切って本年1月14日に「地籍シンポジウムinTokyo」が開催されます。東京プリンスホテルにて13:30からとなっておりますので、会員の皆さんのご参加をお願い申し上げます。

最後に、60周年に関係して制度発祥の地として、また独自の事業の取組みの点で、長野会は全国的に注目を集めております。節目の年を機に、長野会と会員の皆さまがますます発展することを祈念して、今回の報告とします。

*「地籍シンポジウムinTokyo」については「お知らせコーナー」にチラシを掲載してあります。

第29回関東ブロック協議会親善ゴルフ大会・参戦記

長野支部 佐藤 恵 明

平成21年10月4日前夜祭、5日にゴルフ大会と、山梨県河口湖町で開催され、当長野会は、次回の当番会に当たりますので、視察を兼ね19名が参加いたしました。

霊峰富士山の麓での開催ですので、観光を兼ね4日朝から長野支部よりの参加会員4名で寺島支部長の車に同乗させて頂き出発いたしました。

青木ヶ原の樹海の入口にある溶岩洞窟（富岳風穴・鳴沢水穴）を利用した、冷蔵庫のない時代の優良繭の保存・各種植物の種の保存と先人の知恵に関心いたしました。（洞窟内でも測量に使用した金属鋏・国有林境界標が目に入りますね）残念ながら曇りの為富士山見えず…

前夜祭の開催される、河口湖温泉ホテル湖月に到着チェックイン時間前に到着でしたが、なかなかチェックインできず（当番会の苦労を…）河口湖畔のホテルですので、地元の野尻湖に似た風景でしたが、部屋より雲の切れ間に時折見せる富士山に对面でき、感激（欲張りですが雪の被った富士山がいいですね）前夜祭では、地元太鼓演奏・芸子さんの三味線でのベンチャーズのメドレー・各会代表選抜のパター競争（当会代表 田中先生）及びカラオケ大会（菅澤先生）と、思考を凝らした催しで盛大に盛り上がりました。

さて、ゴルフ大会ですが、富士桜カントリー倶楽部は、先に行われたフジサンケイクラシック開催の地です。余談ですが、フジザクラは、樹高が2～3mぐらいで、花も2cm程と小さく

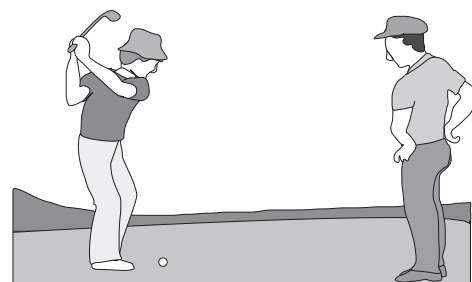
ヤマザクラなどに比べると色が薄く派手さはない花だそうです、山梨県の県花です、（ゴルフ場のパンフレットより）

コースは距離が長く、起伏を利用しておりますので、ティ・グラウンドからグリーンを見ることができないコースが多かった、特にグリーンは難しい…スライスに見えるがフックラインだったり・やや上りに感じるが実は下っていたり、キャディーさんが居なければどうなっていたか…結果スコアは本年のワースト1でした。（私の場合大会参戦でなく視察が任務…）同組の越取先生には、ご迷惑をお掛けしました。

個人優勝は千葉会の寺田先生（グロス75）、団体の部は、千葉会の優勝、長野会は、高島先生・田中先生・北澤先生・奥原先生・猪飼先生の活躍により見事3位でした。

最後に163名の参加の、大会の準備・運営等市川会長さん始め山梨会の皆様大変ありがとうございました。又 前夜祭・ゴルフを通じ他会の皆様と親睦が深められたこととお礼申し上げます。

次回30回大会の会場は長野カントリークラブの予定です、地元開催ですので会員の皆様のご協力と多数の参加をお願いいたします。



『調査士の経験談シリーズ』第4回目

佐久支部 太田 建 國

どなたも境界立会いには、ご苦労されておられるようですが、それにまつわる話題も多いようです。私もその一人であります。

昨年夏、避暑客・観光客などで大変な賑わい（ごった返す、の表現が適切）の軽井沢駅新幹線出札口にきておりました。「まもなく長野新幹線〇〇〇号長野行が2番線に到着いたします」と駅アナウンスが流れます。

いよいよ大切な方のお迎えです。未だお会いしたことのないただ電話だけで顔の知らないそれでいて大変重要な未知の方なのです。

私の心臓はにわかに早打ちとなり、なんとも落ち着かず手には汗がジワーと感じます。早速、私は用意してきた事務所名印刷のA4封筒を頭上にかざしながら爪先立ちとなり、ホームから上り湧きあがってこられる降り客にジッと目を凝らしての今か今か、未だか未だかの瞬間です。

私の封筒を一瞬でも見る人が目的の方か、ほとんどの人が出札の流れに乗りながらチラチラと封筒を見ますが、どの人の顔もアレアレと私を笑っているかのように見えるのです。どうも私のこの様相は、この避暑地軽井沢の最盛期にはどうやら異様に見えるのでしょうか。

「私も決して恥ずかしくないわけではありません。半紙に大きく〇〇様と書いてお出迎えした若い頃に比したらなんともありません。」などと言ったらこの重要な方に申し訳ありません。しばらく待ってもこれといった気配が感じられません。にわかに私の胸に不安が襲い来るので

す。若しや日にちの間違いか、到着時間の間違いか、確かに今日のこの列車のはず、その不安が最高潮に達した時、降り客の大混雑の中、チラチラであった人の中から私に向かって来る人がいるではないか。私は思いっきり名入封筒をかざし緊張と強ばる自分の顔に「笑顔だ、笑顔」と言い聞かせその人が近づくのを待つ一瞬です。私は封筒を胸の辺りに下げながら小さな声で「Tさんですか ハイ Tです」先ほどまでの私の極度の不安や恥ずかしさは、どこへやら、この未知の方にお会いできた嬉しさでやっとほったした場面であります。

この重要な方Tさんは、かねてからお願いの境界立会いに、今日は東京からお越しいただいたのであります。

Tさんは数名の隣接地境界立会人のお一人で、他の立会人はすでに立会終了し最後の方でありました。今日のこの境界立会いがスムーズに行われるか否かによっては数ヶ月前に受託の測量作業の完了が左右されるという本当に重要な方であったわけです。

軽井沢の別荘（土地・建物）所有者はほとんどの方が首都圏はじめ近畿関西などの全国にありまして、はては外国居住・外国人と想像以上の様々な方々であります。

登記簿を見て、所有者住所が「ドイツ連邦共和国・州・市・通り〇〇番地（・・はカタカナ）などとありましたらドキッとします。ましてや名前もカタカナであったら最悪です。

境界立会いを要する作業では、登記簿所有者に境界立会いのご案内通知を出すわけですが、カタカナでは本当に困ります。外国への国際郵便に登記簿どおりにカタカナ書きにて宛先（ドイツ宛にはドイツペルで、若しくは少なくとも英文（ローマ字）に訳するようにとの郵便局）を書いても届くはずがありません。幸いにも、軽井沢には英国はじめフランス、ドイツ、西欧などの多くの外国人宣教師の方々が住んでおります。その方々に知り合いを通じて宛名書きをお願いすることもあります。実際に手間のかかる作業が、このように最初から生ずるときもあるわけです。又、事務所に、境界立会いの通知をいただいた旨の電話がかかってくるまで、現地の境界状況をお伝え致しておりますと、突然「私、今パリからお電話をしております」。「アア、この作業は直には終わらないなあ」なんて思いながら通話をしていると、東京に財産管理人がおりますので、その方と進めて下さいと言われ、思ったよりもスムーズに終わった事もありました。

大変話が反れてしまいましたが、この重要なTさんは、相続により軽井沢の立会いの隣接地を取得したとのことですが、つい最近、遺産の分割の協議が終わったばかりなので未だ登記の手続きがされていなく、土地の状況もあまり記憶が無いとのこと、現地に向かう私の小さな軽バン車中で話されまして、この度の立会いに早くこられなかった事由も分かったわけでもあります。

10分ほどで現地に着き、Tさんは私の説明と共に境界を見て回り、境界標の状況及びその観測位置の確認をしていただきご隣地との境界に異議ない旨ご了解をいただき確認作業は全て終

了いたしましたわけでもあります。

隣接地所有者との境界立会いは日時を決めて関係者全員一同に行えれば良いのですが、前述のように所有者の様々な環境によって立会日がバラバラとなり思うように進まないことが多いのです。ですから隣地関係者の皆さんには、あらかじめ立会い時に、「後に立会う他の方に異議がなければこの境界は確定」とのご了解を得ておくことが度々ありまして、Tさんの場合も同様でありました。

軽井沢には文豪、芸術家、政治・経済界など歴史に残る人々の当時の避暑生活を思い偲わせる建物がたくさんあります。

「私もこんな建物を参考に将来別荘を建てられればいいですねえ。」 「是非とも早く軽井沢の自然を楽しんでください」と軽井沢の別荘地をご案内しながら軽井沢駅へと向かいました。出札口でTさんは、「来る時の新幹線内は、ネクタイ・スーツ姿は、私だけのようでした。場違いのようで恥ずかしかったです。今度軽井沢へは遊び着で来ます。」とおっしゃいました。私はこちらからの一方的な境界立会いのお願いで、その重要性を理解されキチットしたスーツ姿で現地に来られたTさんの姿勢に頭が下がる思いでした。僅か1時間ばかりの軽井沢滞在作業に貴重な時間を割いて来て下さったTさんに、私は深々とお礼を申し上げお送りいたしました夏の暑い軽井沢の日でありました。

数日後、作業は終了しTさんへもご報告をいたしたところ、「あのお出迎えの封筒は良かったですねえ。直ぐ分かりました。チョット恥ずかしかったです」と、お互い当日を思い出しました。

お知らせコーナー

別添

法務省民二2976号
平成21年12月14日

日本土地家屋調査士会連合会長 松岡 直武 殿

法務省民事局民事第二課長 小野瀬 厚

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う農地法による不動産登記に関する政令等の一部改正について（お知らせ）

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「農地法一部改正法」という。）が本年6月24日に公布され、農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）等の一部改正が行われたところ、農地法一部改正法は、本年12月15日に施行されることとなりました（平成21年政令第284号）。

これに伴い、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）が本月11日に公布され、これにより農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号。以下「農地登記令」という。）、司法書士法施行令（昭和53年政令第379号。以下「書士法施行令」という。）及び土地家屋調査士法施行令（昭和54年政令第298号。以下「調査士法施行令」という。）の一部が改正され、また、農地登記令が改正されることに伴い、不動産登記令第4条の特例を定める省令の一部を改正する省令（平成21年法務省令第45号）が同日公布され、不動産登記令第4条の特例等を定める省令（平成17年法務省令第22号。以下「特例省令」という。）の一部が改正されましたので、貴会員にその旨周知方よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

改正後の農地登記令、書士法施行令、調査士法施行令及び特例省令の施行日は、いずれも本月15日となります。

なお、本件改正の主な内容は、1点目として、農地法一部改正法により、農地法における国がする買取等に関する規定が大幅に改正されたことから、それら買取等をした場合の登記の特例を定めた農地登記令について所要の改正をしたこと及び2点目として、

基盤法における公共嘱託司法書士協会及び公共嘱託土地家屋調査士協会が事務の嘱託を受けることができるとされている者の一つである農地保有合理化法人に関する規定が改正されたことから、書士法施行令及び調査士法施行令について所要の改正をしたこととす。

日 調 連 発 第 2 8 0 号
平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

各 土 地 家 屋 調 査 士 会 長 殿

日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 長

農 地 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 農 地 法 に よ る
不 動 産 登 記 に 関 す る 政 令 等 の 一 部 改 正 に つ い て (依 頼)

当 連 合 会 の 会 務 運 営 に つ き ま し て は、日 頃 ご 理 解 と ご 協 力 を い た だ き 感 謝 申 し 上 げ ま す。
今 般、農 地 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 が 公 布、施 行 と な り、農 地 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す
る 政 令 が 公 布 さ れ た と ころ か ら、土 地 家 屋 調 査 士 法 施 行 令 の 一 部 が 改 正 さ れ、加 え て、農 地 法
に よ る 不 動 産 登 記 に 関 す る 政 令 (以 下 「 農 地 登 記 令 」 と い う。) の 改 正 に 伴 い、不 動 産 登 記 令 第
4 条 の 特 例 等 を 定 め る 省 令 の 一 部 改 正 が さ れ た こ と に 関 し て、別 添 の と お り 法 務 省 民 事 局 民 事
第 二 課 長 か ら お 知 ら せ が あ り ま し た の で、貴 会 会 員 へ の 周 知 方 を お 願 い い た し ま す。

な お、改 正 の 概 要 は 下 記 の と お り で す が、い ず れ も 本 日 か ら 施 行 と な っ て お り ま す こ と を 申
し 添 え ま す (経 過 措 置 あ り)。

記

- 1 土 地 家 屋 調 査 士 法 施 行 令 の 一 部 改 正 に つ い て
農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 (以 下 「 基 盤 法 」 と い う。) の 改 正 に よ り、農 地 保 有 合 理 化 事 業 の
一 部 が 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 事 業 に 移 行 す る と ころ か ら、所 要 の 改 正 を 行 う も の。
(1) 第 4 条 第 1 号 の 改 正
土 地 改 良 事 業 の 主 体 と し て、農 地 利 用 集 積 円 滑 化 団 体 を 追 加 す る。
(2) 第 4 条 第 7 号 の 改 正
基 盤 法 に よ り 農 地 保 有 合 理 化 法 人 が 一 般 財 団 法 人 又 は 一 般 財 団 法 人 で あ る こ と が 明 確
化 さ れ た こ と に 伴 う 改 正 を 行 う。
(3) 第 4 条 第 7 号 の 2 の 追 加
農 地 利 用 集 積 円 滑 化 事 業 の 新 設 に 伴 い、当 該 事 業 及 び そ の 主 体 で あ る 農 地 利 用 円 滑 化

団 体 を 追 加 す る。

- 2 不 動 産 登 記 令 第 4 条 の 特 例 等 を 定 め る 省 令 の 一 部 改 正 に つ い て
農 地 登 記 令 が 改 正 さ れ る と ころ か ら、同 令 等 に 規 定 す る 一 定 の 登 記 の 嘱 託 に 関 し て、不 動
産 登 記 令 第 4 条 の 特 例 を 定 め た 規 定 等 に つ い て、所 要 の 整 備 を 行 う も の。

(1) 第 2 条 関 係

本 条 に 規 定 す る 登 記 の 嘱 託 の う ち 改 正 前 の 農 地 登 記 令 第 8 条 (改 正 後 同 令 第 7 条) 各
号 に 基 づ く も の 以 外 の も の が 行 わ れ な く な る の で、同 条 各 号 の 場 合 に つ い て の み の 規 定
と す る 改 正 を 行 う。

(2) 第 3 条 関 係

本 条 に 規 定 す る 登 記 の 嘱 託 (改 正 前 の 農 地 登 記 令 第 1 4 条 に 規 定 す る 都 道 府 県 知 事 に
よ る 登 記 の 抹 消 の 嘱 託) は、今 般 の 農 地 法 改 正 に よ り 行 わ れ な く な る こ と に 伴 い 本 条 を
削 除 す る。

以 上

農地法等の一部を改正する法律（概要）

平成21年6月
農林水産省

I 趣旨

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進する。

なお、これらの農地制度の見直しと併せて、農地の相続税の納税猶予制度について、
〔 現行では自ら営農を行わない限り認められないものを一定の貸付けの場合にも適用する見直しが行われる。 〕

II 法律の内容

1 農地法の改正

(1) 法律の目的の見直し

① 農地法第1条の目的規定において、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化する。

② ①の見直しに併せ、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ旨の責務規定を新たに設ける。

(2) 農地転用規制の見直し

① 現行では国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用については、許可不要とされているが、これを見直し、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みを設ける。

② 違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則を強化（罰金額の引き上げ）する。

③ 農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができることとする。

(3) 農地の権利移動規制の見直し

農地の権利移動の規制について、農地の権利を取得しようとする者が、

- ・ 農地のすべてを効率的に利用すること
- ・ 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ・ 法人の場合は農業生産法人であること

という現行の許可要件を引き続き原則とした上で、次のように見直す。

① 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可しないとの要件を新たに設ける。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。

② 農地の貸借について、次の要件のすべてを満たすときは、農作業に常時従事すること（個人の場合）及び農業生産法人であること（法人の場合）の要件を課さないことができるとする。

・ 農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。

・ 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。

・ 法人にあっては、その業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められること

③ ②により許可を受けた者が上記の要件を満たさなくなった場合等には、農業委員会
は、催告、許可の取消し等の措置を講じるものとする。

④ 農業生産法人について、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を次のように見直す。

ア 農業生産法人の構成員については、法人に農地を貸している者等は議決権制限を受けないのに対して、これらの者と実態的に違いのない法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課されている。この差を解消するため、法人へ農作業を委託している者についても、議決権制限を受けない構成員とする。

イ 関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止（ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限（原則1/4）まで）するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の1/2未満までとする。

⑤ 農地の権利取得に当たつての下限面積（原則50a以上）について、地域の実情に
応じ農業委員会の判断でこれを引き下げられるようにする。

⑥ 相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその
旨を届け出なければならぬものとする。

(4) 遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したのものについては必要な措置を講ずるとして現行の仕組みを、全ての遊休農地を対象とした仕組みに見直す（現行の農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みとする）。その際、農業者等が遊休農地がある旨を申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新たに設ける。

(5) その他

- ① 小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置を廃止する。
- ② 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以上とされているところを50年以内とする。
- ③ 国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度、標準小作料制度等を廃止する。
- ④ 「小作地」、「小作農」等の用語の見直しを行う。

2 農業経営基盤強化促進法の改正

(1) 農地利用集積円滑化事業の創設

農地を面的にまとめることにより効率的に利用できるようになるため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業を創設する。(現行の農地保有合理化のための転貸事業等もこの事業として実施できることとする。)

なお、貸付け等の実施に当たっては、農地利用集積計画(注)の仕組みを活用する。
(注) 農地利用集積計画：市町村が、複数の農地の権利移動について一括して定める計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組み。なお、これにより設定・移転された賃借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されることとなる。

(2) 農地利用集積計画の策定の円滑化

複数の者により共有されている農地について、5年を超えない利用権の設定を内容とする農地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の2分の1を超える同意でよいこととする。

(3) 特定農業法人の範囲の拡大

関係者の合意に基づき、担い手がいない地域における農地における農地の引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲について、農地の貸借の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大する。

(4) その他

農地法において農地の権利移動規制を見直すことに伴い、特定法人貸付事業を廃止する等所要の規定を整備する。

3 農業振興地域の整備に関する法律の改正

(1) 農用地面積の整備

都道府県知事が農業振興地域整備基本方針において定める農用地面積の目標の達成状況について、都道府県知事は農林水産大臣に報告し、農林水産大臣は、これを取りまとめ、公表するとともに、目標の達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対し、農林水産大臣は必要な措置を講じるよう求めることができることとする。

(2) 農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができず、

4 農業協同組合法の改正

農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合(連合会を含む。)が、総会における特別議決等の手続きを経た上で、農地の農業上の利用の増進を図るため、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。

5 その他

この法律の施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

Ⅲ 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

農地法による不動産登記に関する政令の一部改正の概要

農地法の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）により、農地法（昭和27年法律第229号）の改正が行われたことに伴い、農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）についても所要の改正を行う。

第1 改正案の概要
1 改正の趣旨

農地法による不動産登記に関する政令（以下「農地登記令」という。）は、農地法に基づき国が農地等の買収・売渡し等をした場合の囑託登記の申請の手続等について、不動産登記法の特例を規定したものである。

改正農地法では、特例の対象となっていない農地登記令第1条に規定されている買収・売渡し等のうち、農業生産法人でなくなった場合の国による買収（法第15条の3第1項、改正法第7条第1項）及び附帯施設の買収（法第15条の3第10項、第14条第1項、改正法第12条第1項）のみを残し、その他は廃止することとしている。また、従前はこれらの買収等は都道府県の法定受託事務として行われていた（法第10条、第11条）が、改正農地法により、国が直接買収することとなった。

そこで、農地登記令について、改正農地法第7条及び第12条に基づく買収の場合についての不動産登記法の特例として整理するものである。

2 改正規定案の内容

- (1) 第1条（趣旨規定）
従前、農地登記令には趣旨規定がなかったが、農地登記令が改正農地法に基づくものであることを明示するためにも、新たに趣旨規定を設けるものである。
- (2) 第2条（買収による所有権の移転の登記）
改正前第3条第1項及び第2項の規定に相当する。
買収による所有権の移転の登記の囑託の場合には、買収令書の内容及び対価の支払又は供託があったことを証する情報を添付情報と併せて提供しなければならないこととし（前段）、この場合には、登記義務者の承諾を得ることを要しないとして不動産登記法第116条第1項の特則を定める（後段）ものである。
- (3) 第3条
改正前第2条第3項及び第3条第3項の規定に相当する。
改正農地法による買収の場合において買収当時の真実の所有者と登記義務者である登記名義人とが同一人でない場合でも、中間の登記を省略して直ちに国のために所有権の移転の登記の囑託をすることができること（農地登記令第4条参照）を受け、その場合に囑託情報の内容及びそれと併せて提供すべき情報を規定するものである。

(4) 第4条

改正前と変更がなく、改正農地法による買収の登記の囑託については、申請情報の内容である登記義務者の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときには、登記の申請を却下しなければならないとする。不動産登記法第25条第7号の規定を準用しないこととするものである。

(5) 第5条

改正前とその内容に変更がなく、買収等による所有権の移転の登記の囑託があった場合において、買収の効果により消滅した権利の登記があるときは、登記官は、職権でその登記の抹消をしなければならないとするものである。

(6) 第6条

改正前第7条の規定に相当する。
改正農地法による買収をした不動産が所有権の登記がないものであるときについて、国を登記名義人とする所有権の保存の登記の囑託をすることができ旨及びその場合の囑託情報等について規定するものである。

(7) 第7条

改正前第8条の規定に相当する。
本条は、都道府県知事が買収等による所有権の移転の登記等を囑託する場合において、登記名義人又はその一般承継人に代わって必要な前提となる登記をすることができるところを規定している。

(8) 第8条

改正前第9条の規定に相当する。
第7条第3号に規定する相続その他の一般承継による所有権の移転の登記を農林水産大臣が代位により囑託した場合には、登記官が登記識別情報を囑託者（農林水産大臣）に通知し、囑託者は登記権利者（相続人その他の一般承継人）にこれを通知することとするものである。

(9) 第9条

改正前第15条の規定に相当する。
農地登記令に規定する登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める旨の規定である。

(10) 附則関係

改正農地法施行前に買収、売渡し及び譲与が行われている不動産で、所有権の移転の登記等が未了のものものの登記の囑託についても、改正前の農地登記令が適用できることとするものである。
また、改正農地法附則第6条第3項により、改正農地法の施行前に都道府県知事が売渡し渡した未墾地等の買収し等の規定が改正農地法施行後もなお効力を有することとされていることから、それらの不動産についても、改正前の農地登記令が適用できることとするものである。

第2 施行期日

平成21年12月15日（農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日)

「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令」の概要

農地法（昭和27年法律第229号）の改正に伴い、農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）が改正されることから、同令等に規定する一定の登記の嘱託等に関して不動産登記令（平成17年政令第379号）第4条の特例を定めた規定等について、所要の整備を行う。

第1 省令案の概要

1 第1条及び第2条関係

(1) 第1条

本条に規定する登記の嘱託の根拠となる農地法による不動産登記に関する政令（以下「農地登記令」という。）の条文を改正後の農地登記令の条文に合致するよう改正する。

(2) 第2条

本条に規定する登記の嘱託のうち改正前の農地登記令第8条（改正後の農地登記令第7条）各号に基づくもの以外のものが、今般の農地法の改正により行われなくなることから、本条を同条各号の場合についてのみの規定とする改正をする。

2 第3条関係

本条に規定する登記の嘱託（改正前の農地登記令第14条に規定する都道府県知事による登記の抹消の嘱託）は、今般の農地法の改正により行われなくなることから、本条を削除する。

第2 施行期日

平成21年12月15日（農地法施行令等の一部を改正する政令の施行の日）

司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正（案）の概要

司法書士法施行令（昭和53年政令第379号）第4条（土地家屋調査士法施行令（昭和54年政令第298号）第4条）が規定する公共嘱託司法書士協会〔公共嘱託土地家屋調査士協会〕が事務の嘱託（依頼）を受けられることができ、その一つに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する農地保有合理化法人があるところ、当該法人に関する規定が改正されたことから所要の改正を行うものである。

第1 改正案の概要

1 改正の趣旨

司法書士法施行令第4条（土地家屋調査士法施行令第4条）は、司法書士法第68条第1項（土地家屋調査士法第63条第1項）の政令で定める公共の利益となる事業を行う者、すなわち公共嘱託司法書士協会〔公共嘱託土地家屋調査士協会〕が事務の嘱託（依頼）を受けられる者について規定しており、その一つに農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）に規定する農地保有合理化法人があるところ、今般基盤法が改正され、農地保有合理化法人に関する規定についても改正がされたことから、司法書士法施行令〔土地家屋調査士法施行令〕について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

今般、基盤法の改正により、新たに「農地利用集積円滑化事業」が創設され、同事業においては、農地所有者代理事業（農用地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行うもの）を行うこととされ、併せて、従前の農地保有合理化事業と同様の農地売買等事業も行うこととされている（改正後の基盤法第4条第3項第1号口）。このように、農地保有合理化事業の一部が農地利用集積円滑化事業に移行することになることから、司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令につき、所要の改正をする必要がある。

- (1) 第4条第1号の改正
土地改良事業の主体として、農地利用集積円滑化団体を追加する（改正後の土地改良法第3条第4項参照）。
- (2) 第4条第7号の改正
基盤法により農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人であることが明確化されたことに伴う改正を行う（改正後の基盤法第4条第2項）。
- (3) 第4条第7号の2の追加
農地利用集積円滑化事業の新設に伴い、当該事業及びその主体である農地利用円滑化団体を追加する。

(4) 経過措置（附則）

農地法等の一部を改正する法律附則第12条第1項は、旧基盤法に基づく旧市町村農地保有合理化法人の行う事業について、新基盤法による新基本構想が定められた日から3月を経過する日等までの間は、なお従前の例によることとしておいて、司法書士法施行令〔土地家屋調査士法施行令〕の適用についても、その間のみなし規定を設けることとする。

第2 施行期日

平成21年12月15日（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日）

○ 不動産登記法第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 農地法による不動産登記の特例（第一条―第三条）</p> <p>第二章 第八章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第一章 農地法による不動産登記の特例</p> <p>（一の囑託情報によつてすることができる買収による所有権の移転の登記）</p> <p>第一条 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての農地法による不動産登記に関する政令（昭和二十八年政令第百七十三号。以下この章において「令」という。）第二条に掲げる登記の囑託は、不動産登記法第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の囑託情報によつてすることができる。</p> <p>（一の囑託情報によつてすることができる代位登記）</p> <p>第二条 前条の規定は、<u>令第十七条各号</u>に規定する登記の囑託について準用する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 第八章（同上）</p> <p>附則（同上）</p> <p>第一章 農地法による不動産登記の特例</p> <p>（一の囑託情報によつてすることができる買収による所有権の移転の登記）</p> <p>第一条 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての農地法による不動産登記に関する政令（昭和二十八年政令第百七十三号。以下この章において「令」という。）<u>第二条第一</u>に掲げる登記の囑託は、不動産登記法第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の囑託情報によつてすることができる。</p> <p>（一の囑託情報によつてすることができる売却による所有権の移転の登記等）</p> <p>第二条 前条の規定は、<u>令第一条第二号及び第三号、第八条各号、第十条、第十二条第一項並びに第十三条第一項各号</u>に規定する登記の囑託について準用する。</p>

<p>第三条 削除</p> <p>第二章（以下略）</p>	<p>（国有地の登記の抹消における登記記録の記録方法）</p> <p>第三条 登記官は、令第十四条の囑託に基づく登記をするときは、土地の登記記録の表題部に土地の表題部の登記事項を抹消する記号及び同条の規定による囑託により土地の表題部の登記を抹消する旨を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。</p> <p>第二章（同上）</p>
-------------------------------	--



庶17 (23) 第2209号
平成21年12月9日

長野県土地家屋調査士会長殿



長野地方法務局長 山本

長野地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に伴う事務取扱庁の変更について(お知らせ)
平素から、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

飯田支局及び伊那支局における商業・法人登記事務を本局法人登記部門へ集中化することについて、先に御案内申し上げたところですが、この度、その実施日等が下記のとおり確定しましたのでお知らせいたします。

なお、貴関係部署の皆様にもこの旨御周知いただきたく、お願い申し上げます。

記

現在の取扱庁 長野地方法務局諏訪支局、飯田支局、伊那支局
変更後の取扱庁 長野地方法務局法人登記部門
変更年月日 平成22年5月31日(月)

注1) 不動産登記事務につきましては、取扱いの変更はございません。
注2) 以下の事務につきましては、現在の取扱庁においても引き続き取り扱います。

- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務(動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。ただし、登記事項要約書の交付事務は、長野地方法務局法人登記部門で取り扱う。)
- ・印鑑カードの交付事務
- ・印鑑カードの廃止事務
- ・電子証明書の発行事務
- ・電子証明書の使用廃止事務
- ・電子証明書識別符号(休止届出用暗証コード)の変更事務

注3) 商業・法人登記の申請、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求は、オンライン申請や郵送申請によっても行うことができます。

なお、手続等の詳細につきましては、法務省民事局ホームページを御覧ください (<http://www.moj.go.jp/MINJI/>)。

注4) 取扱庁の変更後の商業・法人登記に係る相談は、長野地方法務局法人登記部門でお受けします。

電話相談 026-238-7580又は026-235-6651

注5) 取扱庁の変更に伴い必要となる登記申請手続等はありません。

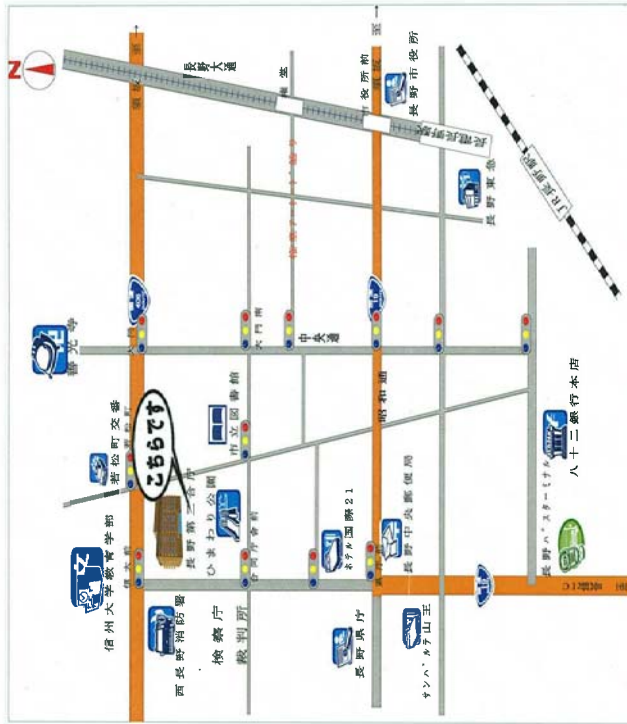
※ 御不明なことがございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

長野地方法務局法人登記部門

〒380-0846

長野市旭町1108 長野第二合同庁舎2階

電話 026-235-6651 (直通)



日 調 連 財 発 第 1 8 号
平成21年12月4日

各土地家屋調査士会長 殿
(直 接 加 入 2 3 会)

日本土地家屋調査士会連合会長

平成22年度土地家屋調査士賠償責任保険の更改募集について (通知)

当連合会共済会保険業務につきましては、日頃格別のご支援とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記賠償責任保険の更改募集を下記要領にて予定しておりますので、よろしくお願いたします。

記

1. 募集パンフレットの配布
平成21年12月第三週 頃 (連合会から会員へ直接送付)
2. 募集締切り
平成22年1月13日 (水) (会員から連合会への直接申し込み)
3. 保険料口座振替
平成22年3月8日 (月) (年払い)
4. 保険開始
平成22年4月1日 (木) (1年契約、自動更新)

未加入の会員はこの機会に是非ご加入下さい。



長戸協第25号
平成21年12月18日

長野県土地家屋調査士会長 様

長野県戸籍住民基本台帳事務協議会
会長 駒ヶ根市長 杉本 幸治

郵送で戸籍謄本等の交付を、職務上請求用紙を用いて請求する際の
資格者証の写しの添付について (要望)

時下、貴会におかれましては益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。
日頃から地方行政及び当協議会運営に多大なるご指導ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。
さて、土地家屋調査士等の職務上請求用紙を用いて、郵送での戸籍謄本等の交付請求のする際に資格者証の写しの添付につきましては、土地家屋調査士等の所属する会が、会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができ、方法により公表しているときは、資格者証の写しの送付は要しないといえます。しかし、交付の際には会員の氏名、事務所の所在地を特定するための時間を要してまいりますので、戸籍事務処理がより一層正確かつ円滑に行われるよう、資格者証の写しの添付を要望いたします。貴会員の皆様にご周知をいただきますようお願いいたします。
貴会の益々のご発展をご祈念申し上げます。

長野県戸籍住民基本台帳事務協議会事務局
〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1
駒ヶ根市市民課市民係 担当: 加藤
TEL. 0265-83-2111 内線 323・324
FAX 0265-81-1421



不1(31)第350号
平成21年12月22日

長野県司法書士会長
古川 静男 殿
長野県土地家屋調査士会長
宮 下 照 也 殿



長野地方法務局首席登記官 小林 一 義
(不動産登記担当)

長野市、上水内郡信州新町及び同郡中条村の市町村合併に伴う不動産登記にかかる修正について(依頼)

平素は、法務行政の円滑な運営に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記市町村合併につきましては、平成22年1月1日付けをもって予定されているところであり、これに伴う登記事務の取扱いについて、本月3日付け不1(31)第321号により当職及び法人首席登記官から依頼したところであります。ところで、市町村合併に伴い、当局においては、明年1月4日(月)から市町村合併処理システムにより、職権で、順次、修正することとしておりましたが、今般、市町村合併後の信州新町及び中条村の町名・字名について、小字表記されることが判明いたしました。このことから、市町村合併処理システムへの反映作業を要することとなり、現在、当局バックアップセンター、登記情報センターにおいて早急に作業を進めているところですが、現時点においては、修正開始時期が明年1月8日(金)ころの見込みとなっております。

つきましては、この間、貴会及び貴会会員には御不便をおかけすることになりませんが、上記事情について、御賢察いただきますとともに、下記のとおり取り扱うこととなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。特に、分筆の登記、建物の表題登記等の表題部所在欄に係る登記申請については、できる限り、市町村合併処理システムが使用可能な時期以降に申請いただけますようお願いいたします。

なお、修正開始時期が明らかになり次第、おって、御連絡いたします。また、こ

れに伴い、修正の完了時期が若干遅れますことをお詫び申し上げます。

記

信州新町及び中条村に係る申請物件ついて、上記の市町村合併処理システムにより修正可能な時期まで(平成22年1月7日(木)(見込み)まで)に申請がされる場合には、登記完了証、登記識別情報等の作成は、旧所在地で作成し、ゴム印により新所在地に修正することになります。

日 調 連 発 第 3 0 9 号
平 成 2 2 年 1 月 5 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

社団法人日本測量協会「測量・地区の基礎講座」の開設について（お知らせ）

当連合会から土地家屋調査士測量技術講習会の開催を委託している社団法人日本測量協会において、新たに「測量・地区の基礎講座」が開設され、本年3月2日(火)に「測量・測量技術の基礎」コースが実施されますので、参考までに別添のとおりご案内します。

同コースは初級者向けで、土地家屋調査士だけでなく、測量・調査・設計業務に従事されている技術者を対象としており、測量の基礎となるトータルステーションによる観測実習及び観測結果を算出するまでの観測技術の習得を主体とした内容となっております。

また、自己申告によって、測量CPDポイントと同等の土地家屋調査士CPDポイントが付与されます。

なお、同講座は、平成22年度も実施される予定のことですが、「会場の確保」及び「受講者20名以上」を条件に、各土地家屋調査士会において開催することとできまので、ご希望の際には当連合会研修部までご一報願います。

第3回 会員研修会

日 時 平成22年1月25日（月） 午前10時～午後4時
場 所 長野県松本文化会館
講 師 (有)つれづれ遊学舎 主宰 武田 徹 氏
(元SBC信越放送 チーフディレクター)
弁護士 相馬 弘昭 先生

第4回 会員研修会

日 時 平成22年3月5日（金） 午前10時～午後4時
場 所 長野県松本文化会館
講 師 国土地理院関東地方測量部 宮本 純一 氏
弁護士 相馬 弘昭 先生

測量基礎コース開設 測量・地図の基礎講座

＝ 測量観測技術・空中写真判読・地図読図の3コース＝

主催：社団法人 日本測量協会

火 水 木

平成22年3月 2・3・4日 各コースとも1日間

測量・調査・設計業務に従事されており、「測量の基礎について学びたい」という技術者を対象として、新たに「測量・地図の基礎講座」を開設します。トータルセッション(TS)の観測法・観測記録簿の整理方法、空中写真の判読、地図の読図など、測量全般の基礎について学びます。

－ ぜひ、この機会に受講されてはいかがでしょうか －



開催日と講習時間

【各コース共通 9:30～16:30】

- 「測量観測技術の基礎」コース : 平成22年3月2日(火)
- 「空中写真の使い方・写真判読」コース : 平成22年3月3日(水)
- 「地図の読図と利用」コース : 平成22年3月4日(木)

－コースの概要、お申込み先は 次ページにあります－

受講料(各コース共通)

- 会員 9,000円
- 一般 16,000円(同時入会可)

募集人員・申込期限

- 募集人員:各コースとも30名
(定員になり次第締め切らせていただきます)
- 締め切り日:平成22年2月19日(金)

コースの概要

会場：社団法人 日本測量協会
(東京都文京区小石川1-3-4)

「測量観測技術の基礎」コース

- 実習前解説
 - ・TSの特徴
 - ・三脚の据え方
 - ・方向観測法とは
 - ・手簿の記載方法など
- TSを用いた器械の設置・整準方法
- 対回観測による観測実習
- 観測手簿・観測記録簿を用いた解説・演習



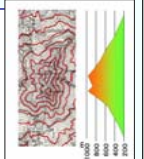
「空中写真の使い方・写真判読」コース

- 写真測量の原理
 - ・撮影方法
 - ・地図の作成工程
- 空中写真の基礎
 - ・中心投影
 - ・白黒写真、カラー写真の特徴
- 空中写真の使い方
 - ・立体視の原理
 - ・写真縮尺の求め方
- 写真判読の実習
 - ・地物、植生、土地利用の判読



「地図の読図と利用」コース

- 地図の基礎
 - ・地球の形
 - ・地図投影(UTM図法等)
- 地図の編集
 - ・地図編集、図式
 - ・縮尺の違いによる地図の特徴
- 地図の利用
 - ・一般図の利用
 - ・主題図(テーマ地図)の利用
- 地形図読図の実習
 - ・図上計測
 - ・地形断面図



お申込み、お問い合わせ先です。

社団法人 日本測量協会 測量専門技術教育部
〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-4
TEL: 03-5684-3355 FAX: 03-5684-3366

長野県土地家屋調査士会「境界問題解決支援センター長野」は、この12月18日に法務大臣より民間事業者が裁判外紛争解決手続（ADR）が出来る「認証」を受けました。ADR資格取得の事業者としては全国で51番目、長野県では第1号であり全国の土地家屋調査士会の中では7番目の認証機関です。



平成22年 1月12日 火曜日

官報 第5229号

○法務省告示第十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十二日

法務大臣 千葉 景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

長野県土地家屋調査士会

長野県長野市大字南長野妻科三百九十九番地二

認証年月日

平成二十一年十二月十八日

認 証 通 知 書

認証番号 第51号

氏名又は名称 長野県土地家屋調査士会

代表者又は管理人 宮下 照也

住 所 長野県長野市大字南長野妻科399番地2

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定に基づき、民間紛争解決手続の業務について認証する。

平成21年12月18日



法務大臣 千葉 景子

平成21年度土地家屋調査士試験合格証書交付式

昨年12月10日（木）長野地方法務局において平成21年度土地家屋調査士試験における県内合格者5名への合格証書交付式があり、山本寧法務局長より1人1人に合格証書が手渡されました。終了後本会会館において宮下会長より調査士会ならびに今後の手続き等の説明が行われました。



法務局長より合格証の授与



調査士会館での入会説明の様子

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601

会 務 日 誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
21. 10. 1	第3回総務部会 1 協議事項 ①職員就業規則改正案について ②職印証明書請求手続規程改正案について ③会員情報等の管理、公開に関する規程の改正等について ④会計規程改正案について ⑤各担当の規程等改正の報告 ⑥事務局保管の書類等の整理の実施 ⑦その他	荒井部長、武井理事、竹内理事、前田理事、松本広報部長	会 館
21. 10. 1	第4回業務研修部会 1. 報告事項 ① 芦澤業務研修部長 (9月26.27日の新人研修会の件) ② その他 2. 検討事項 ① 研修会について ② オンライン申請促進について ③ CPDについて ④ 調測要領・93条調査報告書について ⑤ 境界鑑定委員会について ⑥ 測量技術講習会について ⑦ 表示登記研究委員会について ⑧ 防災協定についての検討 ⑩ その他	会長、芦澤副会長、菅澤次長、佐藤理事、海野理事、蓑輪理事、金田理事、丸山理事	会 館
21. 10. 1	第1回境界鑑定委員会 ① 会長挨拶及び委嘱状交付 ② 正副委員長の選任 ③ 今後の方針等について	会長、芦澤副会長、菅澤次長、金田理事、筒井委員、猪飼委員、柳沢委員	会 館
21. 10. 1	第1回オンライン登記申請促進委員会 ① 会長挨拶及び委嘱状交付 ② 正副委員長の選任 ③ 今後の方針等について	会長、芦澤副会長、海野理事、丸山理事、松澤委員、蓑輪委員、一ノ瀬委員	会 館
21. 10. 3 10. 4	関プロゴルフ大会 山梨大会前夜祭 関プロゴルフ大会 山梨大会	会員 20名参加	富士桜 カントリー倶楽部
21. 10. 6	ADRセンター 相談	安藤弁護士、田中隆一郎 調停員	松 本
21. 10. 13 10. 13	関プロ内公嘱協会理事長との打合せ テ ー マ 「公嘱協会と調査士会に係わる現状 報告と今後の在り方について」	会長	大洗 鷗拾亭
21. 10. 20	ADRセンター 相談	柳沢弁護士、田中芳徳調 停員	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
21. 10. 20	第1回境界情報管理センター委員会 ①委員紹介 ②委員長、副委員長選出 ③経緯と報告 ④活動計画 ・21年度事業計画について ・委員、支部担当委員の役割について ・境界情報資料収集について ・歴史的資料収集について ・資料開示（資料請求）の方法について ・ホームページについて	会長、上原副会長、 上島副会長、荒井総務部 長、松本広報部長、各委 員	
21. 10. 22	一日合同行政相談 伊那支部 全相談数 32件 調査士業務関係 3件	関支部長	いなっせ
21. 10. 29	綱紀委員会（小委員会） ①第2回綱紀委員会の付託事件について	小泉委員長、井口副委員 長、中川委員、井出委員	会 館
21. 10. 29 10. 30	第1回全国会長会議 テーマⅠ 平成21年度事業計画の実施状況報告 テーマⅡ 平成21年度の緊急課題	会長	日調連
21. 11. 2	第6回ADR運営委員会 ①法制部現地調査について ②その他	相馬弁護士、宮下会長、 内山委員長、小泉副委員 長、各委員	会 館
21. 11. 5	第5回総務部会 ①就業規則改正内容の確認 ②みなし退会規定の運用及び細則 ③証紙貼用規程の改正 ④会員情報の公開に関する規程の改正 ⑤職印証明書の様式について ⑥その他	上原副会長、荒井総務部 長、武井理事、前田理事、 竹内理事	会 館
21. 11. 5	第5回正副会長会議 ①第5回理事会議案についての協議 ②司法書士会、長野地方法務局との打合せにつ いての協議	正副会長	会 館
21. 11. 6	公職協会 戦略会議	会長	うるおい館
21. 11. 7 11. 8	関プロADR担当者会同 ・研修会「紛争を捉える視点と整理・コミュニ ケーション能力を学ぶ」 ・各センターの現状報告等 ・意見交換会	小泉ADR副委員長、金田理 事、猪飼境界鑑定副委員 長	千葉会
21. 11. 12	法制部のヒアリング	相馬弁護士、宮下会長、 内山委員長、小泉副委員 長、各委員	会 館 上 田
21. 11. 13	第5回理事会 ①各部会からの報告事項 ②各部会の協議事項 ・本会の「災害基金設立」「行政との防災協定」 について ・本会会則第84条「みなし退会」規定の運用と 細則について ・本会「証紙貼用規程」の改正について	正副会長、各部次長、各 理事、村松監事	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	<ul style="list-style-type: none"> ・11月17日第2回 研修会について ・表示登記研究委員会開催について ・筆界調査員および法務局筆界特定室合同会議の開催について ・土地家屋調査士の行う無料登記相談会について ③各部審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・職印証明書請求手続規程の証明書について ・会計規程改正について ・会員情報の公開に関する規程の改正について ・連合会60周年記念事業制作費拠出の件 ・筆界調査員推薦の件 ・理事会議事録公開指針（案）設置の件 ④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・11/30開催、法務局・司法書士会・調査士会三者協議会について ・その他 		
21. 11. 17	会員研修 ①「民法の基礎知識～基本判例を中心に」 ②「センター長野における調停手続の進行について」 ③伝達研修	会員出席者 258名 講師 相馬弁護士 説明 ADRセンター運営員会	松本県民文化会館
21. 11. 19	第3回綱紀委員会小委員会・委員会 ①第2回綱紀委員会小委員会の報告と決定	小泉委員長、井口副委員長、井出・市川・委員	会 館
21. 11. 19	関プロ筆界特定担当者会同 ①関プロ会議室活用について ②報告・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・筆界担当者（調査委員）構成と処理状況 ・処理件数・特定期間 ・筆界特定とADRセンターの連携について ・その他 	菅澤業務研修部次長	東京会
21. 11. 19	関プロ財務担当者会同 ①関プロ会議室活用について ②報告・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・会費の徴収について ・収益事業にていて ・60周年記念事業予算にていて ・その他 	上島副会長兼財務部長	東京会
21. 11. 19	関プロ研修担当者会同 ②報告・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・各会のCPDの現状と今後について ・本年度新人研修会の反省と、来年度の計画について ・その他 	芦澤副会長兼業務研修部長	東京会
21. 11. 20	平成21年度上半期監査会 ①平成21年度上半期 業務監査 ②平成21年度上半期 会計監査	会長、上島副会長、小池・村松・宮本監事	会 館
21. 11. 20	関プロ広報担当者会同 ①報告・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・寄附講座について ・各単位会の広報活動の状況報告と意見交換 	松本広報部長	明海大学浦安キャンパス

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	<ul style="list-style-type: none"> ・60周年記念事業をテレビドラマ化することについて ・その他 		
21. 11. 20	関ブロ総務担当者会同 ①報告・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・会費滞納のみなし退会手続きについて ・注意勧告処分の公表について ・役員の守秘義務、ヒミツ保持義務の扱いについて ・政治連盟加入者促進について ・綱紀委員会の運営、注意勧告理事会との関係について ・倫理規定の運用について ・効率的な会務運営と組織体制整備について ・その他（ホームページ会議室の利用について） 	荒井総務部長	東京会
21. 11. 20	関ブロ業務担当者会同 ①関ブロ会議室活用について ②報告・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・法第14条地区について ・報酬額について ・その他 	菅澤業務研修部次長	東京会
21. 11. 20	関ブロオンライン担当者会同 ①協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ICカード発行状況等について ・オンライン登記申請促進に対する取り組みについて ・その他（意見交換） 	海野業務研修部理事	東京会
21. 11. 23 11. 24	関ブロ内政治連盟会長との打合せ ①各会の活動状況について ②単位会と政治連盟のあり方について ③その他	会長、上原・上島副会長	ホテルメトロポリタン 長野
21. 11. 24	ADR認証の件裁判所へ報告	会長、上島副会長、 内山委員長	長野地方 裁 判 所
21. 11. 25	長野地方法務局評価委員会	上原副会長	長 野 地 方 法 務 局
21. 11. 30	注意勧告理事会	会長、上原・上島・芦澤 副会長、荒井・松本部長	会 館
21. 11. 30	司法書士会、調査士会、法務局との協議会 ①不動産登記オンライン申請の利用促進について ②商業登記所の集中化が与える影響について ③筆界特定制度への寄与について ④懲戒手続きの仕組みと具体的な対応について ⑤個人情報保護ガイドラインについて ⑥乙号事務の業務委託について ⑦非調査士・司法書士の調査について ⑧公嘱協会に対する指導監督等について	正副会長	長 野 地 方 法 務 局
21. 12. 2	第1回表示登記研究委員会 ①委員会への附議問題について ②オンライン申請に関する諸問題、申請側の要望等、法務局担当者の考え方等について	各委員	長 野 地 方 法 務 局

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	③法務局登記官と諸問題に対する意見交換		
21. 12. 4	外部講師養成講座 ①総括 ②講師の経験より ③話し方について	芦澤副会長	大阪会
21. 12. 8	関ブロ第2回研修委員会 ①第30期新人研修の総括と今後の課題 ②第31期新人研修の企画 ③その他	芦澤副会長	千葉会
21. 12. 9	第7回ADR運営委員会 ①研修会について ②次期、運営委員について ③相談委員、調停委員等の次期候補者について ④各委員の任期について ⑤その他	相馬弁護士、宮下会長、 内山委員長、小泉副委員 長、各委員	会 館
21. 12. 9	第3回広報部会 協議事項 ①土地建物無料相談会実施計画について ②関東ブロック広報部会同の報告 ③その他	上島副会長、松本広報部 長、伊藤・北澤理事	会 館
21. 12. 9	第1回災害対策委員会 ①正副委員長の選出 ②委員会方針の検討	芦澤副会長、各委員	会 館
21. 12. 9	正副部次長会議 ①事務局体制について ②その他	会長、各副会長、各部長 各次長	会 館
21. 12. 10	調査士試験合格者授与式	会長、上原副会長、松本 広報部長	長 野 地 方 法 務 局
21. 12. 10	調査士試験合格者入会説明会	会長、上原副会長、松本 広報部長	会 館
21. 12. 13	第2回境界鑑定委員会 ①長野会境界鑑定マニュアルの研究について ②その他	会長、筒井委員長、各委 員	松本支部
21. 12. 18	ADR認証通知書授与	宮下会長、内山委員長	法 務 省 法 制 部
21. 12. 18	会報編集委員会 ①会報新年号編集	北澤委員長、伊藤理事 小池・品田委員	会 館
21. 12. 22	第5回関ブロ会長会議 ①連合会役員（監事・理事）に関する件 ②次年度新人研修について ③その他	会長	東京会
21. 12. 26	第8回ADR運営委員会 ①認証後の運営、規則、手続き等の研修 ②1月25日の研修会について ③運営委員の補充、調停員等候補者の推薦委嘱 について ④その他	相馬弁護士、宮下会長、 内山委員長、小泉副委員 長、各委員	会 館

俳句

長野支部 武田代栄

大吟醸下げて立ち寄る師走かな
 街道も今は落ち葉や獣道
 白鵬の三枝満ちたり年の暮れ
 行く年を見送っている梯子かな
 蠟梅の古木や花をこぼしつつ
 湯宿にも雪の積もりて年移り
 合併や古地図の裾山の雪
 宇宙村字は日本の初日の出
 歲月のなかの今生実南天
 走り出す落ち葉の先はわが余生

詰将棋

今回の詰将棋の問題図

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
▲							馬		鯨	一
△							糸			二
△							進	王		三
△										四
△							飛			五
△								?		六
△										七
△										八
△										九

▲先手 金二香



【ヒント】

2四から3五のルートで逃げられないように。

※解答は56ページにて掲載
 (長野支部 北原匡尚)

編集後記

新年明けましておめでとうございます。今年も元気に頑張ってお参りしましょう。

ところで、去年は変革の年でしたね。政権交代もありましたし、ADR制度もいよいよ本格稼働、オンライン申請の導入もありました。今後めまぐるしく世の中は変わっていくのだと思いますが、土地の境界をめぐるトラブルだけは相変わらずの様相です。

団塊の世代が建てたマイホームが、そろそろリフォームや建て替えの時期を迎えているようです。昭和40年～50年頃の造成地には幅の狭い宅延を有するものが多く見受けられます。その幅員が建築基準法の規定上ぎりぎりの2.00mであることは良くあります。それが、建替の時期

を迎え、およそ半世紀の眠りから目覚めたとき、測ってみれば1.95mだったりするのです。いつの間にか無くなったのか、最初から無かったのか…調べても結局分からないことしばしば…ということでお隣同士でトラブル勃発。

実は私、昨年からずっとこんなことばかりやっています（泣）こんなときしっかりと資料なり図面があれば解決の方向性もある程度決めることができようかと思いますが、何も資料がないときはどうしましょうかね？どなたかお知恵を拝借いただければ幸いです（笑）

新年早々この面倒で憂鬱な問題に立ち向かう私。こんなことが無いように充分すぎるほどの調査資料を作り、それを後世に残すことが何より重要なんだと肝に銘じる今日この頃です。

（会報編集委員 小池純平）

詰将棋の解答と解説

【解答】

▲1四金、△同玉、▲1五香、△2四玉、▲1三馬、△同飛、▲3四金まで7手詰め。

【解説】

まずは▲1四金（初手）とします。これに対して△1二玉は▲1三香△同飛▲同金で早く詰みますから△同玉（2手目）です。次は▲1五金として上部を抑えたいのですが、以下△2三玉▲2四香△1二玉▲1三馬△同飛▲3二飛成△2二歩でわずかに詰みません。

そこで2四に逃げられるのは不安ですが、あえて▲1五香（3手目）とします。

これに対して△2三玉は▲1三馬で早詰みですからやはり△2四玉（4手目）です。

この場面に至っては今にも3五の飛車が取られそうです。もし3三に飛車がいなかったら▲3四金で詰みなのでこの飛車をどこかに移動させて▲3四金を実現させたいのですが…。

でも▲1三馬（5手目）という絶妙手がありました。これに対しては△3五玉とは逃げられませんから△同飛（6手目）の一手になります。そしてとどめの▲3四金（7手目）で詰みました。

同じようでも5手目▲3四金とすると△同飛▲1三馬△3三玉で失敗です。

会報ながの第177号

平成22年1月15日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下 照也

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp